

平成28年第4回羅臼町議会定例会（第1号）

平成28年12月14日（水曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 認定第 1号 平成27年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 2号 平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 3号 平成27年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 4号 平成27年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 5号 平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 6号 平成27年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
羅臼町各会計決算特別委員会委員長報告
- 日程第12 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 議案第65号 羅臼町過疎地域自立促進特別事業基金条例制定について
- 日程第14 議案第60号 平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第15 議案第61号 平成28年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第16 議案第62号 平成28年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第17 議案第63号 平成28年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算
- 日程第18 議案第64号 羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議案第66号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第 2 0 議案第 6 7 号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 2 1 議案第 6 8 号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第 2 2 発議第 6 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 日程第 2 3 発議第 7 号 大雨災害に関する意見書
- 日程第 2 4 発議第 8 号 J R 北海道への経営支援を求める意見書
- 日程第 2 5 各委員会閉会中の所管事務調査の件
-

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	佐藤晶君
	1番	加藤勉君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	宮腰實君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	松原臣君		8番	鹿又政義君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	鈴木日出男君
教育長	山崎守君	監査委員	浦崎頼男君
企画振興課長	川端達也君	まちづくり課長	平田充君
産業課長	八幡雅人君	総務課長	対馬憲仁君
税務財政課長	鹿又明仁君	納税担当課長	中田靖君
環境生活課長	堺昇司君	保健福祉課長	太田洋二君
保健福祉課長補佐	洲崎久代君	地域包括支援センター課長	斉藤健治君
建設水道課長	北澤正志君	学務課長	大沼良司君
学務課長補佐	福田一輝君	公民館長	石田順一君
会計管理者	仙福聖一君		

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	松田伸哉君	次長	上部健太君
--------	-------	----	-------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成28年第4回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、3番高島讓二君及び4番宮腰實君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にいたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、定期監査の結果及び例月出納検査の結果について報告がありました。

資料は議長の手元で保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

本日は、第4回定例町議会の御案内をいたしましたところ、議員皆様全員の御出席を賜りましたこと、お礼申し上げます。

お許しをいただきましたので、5件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、北海道社会貢献賞授与についてであります。

平成28年11月30日付で、羅臼町議会議員鹿又政義氏が、自治功労者として北海道社会貢献賞を授与されました。

鹿又氏におかれましては、平成7年5月、羅臼町議会議員に初当選以来、6期21年余の長きにわたり、高邁な政治信念を持って、羅臼町の振興、発展に尽力され、平成19年からの4年間は総務民生常任委員会委員長を務められ、当町の医療ビジョンの推進に力を注ぎ、知床らうす国保診療所の改築など、医療・保健・福祉・介護の連携強化に努められた功績が認められ、この度の受章となったものであります。まことにおめでたいことでありまして、町民とともに祝福を申し上げる次第であります。御本人の栄誉はもとより、当町にとりましてもまことに名誉なことであり、ここに御報告申し上げる次第であります。

2件目は、ふるさと納税の申し込み状況についてであります。

平成27年12月1日より始めました知床・羅臼まちづくり寄附金（返礼制度導入）のふるさと納税は、平成28年4月以降、返礼品の数を少しずつふやし、今では返礼品の数が100品を超え、今年度は、12月11日現在、9,825件、1億4,292万3,609円の寄附の申し込みがありましたので、御報告を申し上げます。

今後とも知床・羅臼特産品のPRと、安定したまちづくりの財源確保に努めてまいります。

3件目は、地域包括支援センターの委託についてであります。

地域包括支援センターは、地域包括ケアにおける中核機関として、より専門的で質の高い機能と安定性が求められます。

今後、ますます高齢者への包括的な支援、サービス提供体制が必要となってくることから、地域包括支援センターの機能強化を図るため、民間委託の検討をしてきたところであります。

このたび、地域包括支援センター運営の実績があります、社会医療法人孝仁会様から受託の了承をいただき、本定例議会におきまして、開設に係る準備金を補正予算として上程しているところであります。

町民の皆様が、できる限り住みなれた地域で安心して生活ができるように体制づくりをしてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

す。

4件目は、知床らうす国民健康保険診療所の指定管理の継続についてであります。

国保診療所の運営につきましては、平成24年度に指定管理者制度を導入し、社会医療法人孝仁会による運営が開始され、最終年である5年目を迎えています。

この間、24時間救急の受け入れ、入院病棟の再開、透析治療も順次開始され、加えて、併設されるリハビリセンターでは、通所リハビリの提供も行われるなど、診療所の運営につきましては順調に推移しており、社会医療法人孝仁会には、当町の医療ビジョンによる医療を安定的に提供していただいていることに対しまして感謝申し上げる次第です。

昨年10月、基本協定書の第46条に規定する契約期間の延長に基づきまして協議を行い、当町からの期限延長のお願いに対しまして、孝仁会の齋藤理事長からは、引き続き診療所の運営を引き受けていただけるお返事をちょうだいし、昨年の第4回定例町議会において御報告したところであります。

その後、新たな指定管理に向けまして、診療所運営協議会並びに医療再生、医療経営の両アドバイザーからご意見をいただきながら具体的な協議を行ってきたところでありますが、今後も安定した医療の提供について同意していただきましたので、去る11月27日、孝仁会本部におきまして、孝仁会事務局長齋藤憲一氏と副町長の間で仮協定書を締結いたしました。

正式調印につきましては、孝仁会齋藤理事長と町長の間で、平成29年第1回定例町議会終了後の3月中旬に調印式をとり行うこととしておりますので、御報告をさせていただきます。

5点目であります。鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配付をさせていただきました日報は、今年度、12月12日付のものであります。取扱金額合計で見ますと、前年同期取扱金額に比べ4億3,600万円の減となっております。主要魚種で見ますと、ホッケが昨年同期と比べ、数量、金額とも半減をしております。イカにおいては、数量で15分の1、金額では単価が4倍の1万円超えになったにもかかわらず、6分の1という状況でありました。秋サケは数量で600トンの減でありましたが、平均単価が150円アップということで、8億円増という結果でありました。

秋サケにかかわらず、漁獲量が減少している分を価格で補っているという最近の状況は、余り歓迎できるものではありませんので、今後の資源の回復に期待しているところでありますし、羅臼町としましても、資源管理や資源増大への協力、努力を続けてまいりたいと考えております。

漁業者の皆様には、8月の大雨による災害の際には大変な御心配をおかけいたしました。また、さまざまな御協力もいただきました。改めてお礼を申し上げますとともに、これから始まる冬期間の操業では、事故なく、大漁であることを期待いたしているところであります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

4番宮腰實君。

宮腰君。

○4番（宮腰 實君） おはようございます。

通告に従いまして、3点の御質問をさせていただきます。

まず1点でございますが、羅臼町は、昭和29年、そして昭和34年の2度にわたって、多くの死者、行方不明者を出す大災害に見舞われております。

昭和29年5月10日には、人的死亡被害が7名、行方不明が33名、住宅被害が全壊を含み322戸、船舶82隻が失われております。

また、昭和34年4月には、死亡4名、行方不明86名、住宅被害が全壊を含み117戸、船70隻。

合わせますと、130名の命と152隻の船、そして439戸の住宅が失われております。

しかし、この災害も、長い時間の経過に伴いまして、戦後間もない、この辺境の地での羅臼町の開発、発展に尽くされた先人たちの苦難の歴史が町民の記憶から消え去ろうとしております。

先人への感謝と防災意識の高揚を図るためにも、まちとして慰霊の日を制定してはいかがでしょうか。町長のお考えをお聞きいたします。

また、羅臼町史によりますと、一瞬のうちに出漁中の漁船と乗組員の命を奪い、また、今回の災害は海上が主であったため、尊い人命の犠牲者が多く、当時ですから、ソ連占領下にある国後島を眼前にする海上救助活動の難しさを如実に物語るものであったと記録されております。このことは現在も変わっておりません。

天気予報の精度や漁船の性能も当時とは比べものにならないくらいほど向上はしておりますけれども、先日の大雨災害もございました。防災意識は特に大切と思いますので、町長のお考えをお聞きいたします。

続きまして、2点目でございます。

この根室海峡に遊弋する鯨類の数や生息環境を知るために、北海道や国による本格的な調査、研究が必要と考えますが、いかがでしょうか。

近年は、観光業者皆さんの懸命な努力が実りまして、ホイールウォッチングが知床観光の目玉となっております。これは大変喜ばしいことと思いますが、しかし、この一方、こ

の狭隘な海峡に生息する鯨類の調査は、一切とは言えないのでしょうけれども、それぞれの機関がてんでんに、自分たちの興味のあることは調査しているようではありますけれども、公的にこの海峡にどれだけの鯨類が生息するのかというのは調べられておりません。公的な機関による本格的な生息調査を求めまして、世界自然遺産知床の豊かさを内外に発信すべきではないかと思えます。

また、この二十数キロしかない海峡の半分は、戦後71年を経た現在もロシアの実効支配下にあり、残された半分の海域で多くの鯨類とともに共存しつつ、懸命に生産活動に励む漁業者の実態をも、この苦しさも国に訴えてまいるべきと考えますが、いかがでしょうか。

ちなみに、鯨類、ハクジラ属は、毎日体重の3%、ヒゲクジラは体重の4%を捕食すると言われております、研究者によりますと。マッコウクジラは50トン、ミンククジラは8トン、何百頭も群れになっているイシイルカは200キロ、ザトウクジラ40トン、シャチは7トンから8トンあります。毎日4%、あるいは3%のえさを必要としています。

3点目ですけれども、栄町高台の町営住宅にお住まいの皆さんへの心に寄り添うような対応が必要と考えますので、お伺いいたします。

さきの臨時議会におきまして、同僚議員の質問に、新中学校の駐車場は、町営住宅を順次解体してとの御答弁がございました。

先だって、全員協議会の折にお聞きしたときにはちょっと変わっておりましたけれども、そのことを聞きまして、お住まいの方々をお訪ねしまして、どのような説明を受けられ、どのように今後のあり方を希望しておられるのかを聞きに行きました。

その中で、何点か気掛かりになったことがありますので、お伺いしたいと思います。

まず、高齢の方が非常に多いなという気がいたしました。私がお聞きした時点では、90歳代も含めて、70歳以上の方が40名中22名おられました。この人たちが言う言葉の一番数多かったのが、長いことここで暮らしているのですよね。要するにこの高台地区の町内会というか、コミュニティが崩壊する、知らない人ばかりのところこれから行くの嫌だねというのが多かった。中には、将来的な説明は一切受けていないなどという人もいましたけれども、これはもちろん不在だとか、そういうことの都合によるものと思えますけれども、なお個々に丁寧な聞き取りが必要かなという気がしました。

中でも、一番お話を聞いていて気になりましたのが、ここに住んで49年になります。子育てもここでやりましたと。ここは私どもの子どもたちにとってふるさとなのです。この言葉を聞きながら、ちょうど解体予定の住宅を見に行きました。まだ4棟あって、お住まいというところの壁に赤いペンキででっかくバツテンが書いてあって、全部と書いてあるのです。そうすると、私も、もう生まれたふるさとには誰も住んでおりませんけれども、たまに近くに行くと寄ることがあります。やはり子どもとしての懐かしさで、あの木に上った、あの丘からソリで滑ったという懐かしさというものがあると思う。ここで生ま

れ育った子どもさんにとりましては、あるいはふるさとお盆で帰ってきた、正月で帰ってきたというときに、自分が育った住宅に赤いバツテンがついて、全部だとか半分とかと書かれていたらどんな気持ちになるかなという、何かもの寂しさを感じました。

ここには、本当に体の不自由な方もたくさんおられまして、耳の聞こえない人、目の見えない人もおられます。

もう一つ、ちょっと気になっておりますが、以前の町長さんの時代でしたけれども、私、何かでお話ししましたときに、今の中学校をあそこにつくるのは非常に狭くて大変だよという話をしたのですけれども、逆にあそこは津波に強いし、とても安全なところなのだというお話があったわけです。そうすると、この安全な地帯にお住まいの皆さんを、そこからおろして別なところに移住させて、前のおりであれば、一番安全なところを無人の、ふだんは使わない駐車場にしてしまうというのは、どこかお話が矛盾していないかなという気がいたしました。

ですから、ここでお願いしたいというか、お聞きしたいのは、高台にお住まいの皆さんがコミュニティが維持できるように、寄せてでも、集合住宅などを建設するというお考えはありませんかということが一つ。

それから、途中でお聞きしました、移転することを約束した方にも、きちんと急激な家賃に上昇がないように、5年間かけてこのぐらいまでというようなお気づきもされているということは伺っております。

うちの町内にはまだまだ老朽化した町営住宅がたくさんありますので、私が今申しましたような心配というのは今後も同様のことが懸念されます。重ねて十分な御配慮をお願いいたします。よろしくお願いたします。

以上、3点をお聞きいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 宮腰議員から3件の御質問をちょうだいいたしました。

1件目は、慰霊の日制定についてであります。

当町では、本年8月から9月にかけての大雨により、町内数カ所で大規模土砂災害が発生し、今なお復旧作業が続いている状況であります。議員御指摘のとおり、当町においては、今でも5・10災害、4・6突風は忘れ得ぬ未曾有の2大災害であります。

昭和29年5月10日の暴風雪災害、その5年後、昭和34年4月6日の突風災害はそれぞれ5・10災害、4・6突風と呼ばれ、当時の状況を知る人たちには、自然の力のおそろしさと、その悲惨な状況を思い起こさせるものであります。

また、この災害を契機として、羅臼漁業協同組合で、4・6突風の翌年、昭和35年10月に、北方領土、国後島が一望できる共栄町の小高い丘に海難者慰霊碑を建立し、毎年、海難者の供養が行われておりますが、本年も、去る6月9日に、先人たちへの感謝と、海難の犠牲になられ、尊い生命を奪われました方々の御霊をお慰めするため、海難者慰霊祭がとり行われているところであります。

この海難者慰霊祭には、私自身も参列させていただいていますが、毎年、この慰霊祭を通じて、過去の甚大な災害を思い起こす契機となっているものでありますので、改めて慰霊の日を制定する考えはございません。

なお、防災・減災の観点から、住民の防災意識の向上を図ること、防災教育・訓練の充実を図ることは重要であるため、当町といたしましては、これまでもハザードブックや広報誌などを活用した啓発活動を行っていますが、防災訓練の実施や自主防災組織の強化などの取り組み等も通じ、地域の総合的な防災力を高めるとともに、5・10災害、4・6突風を忘れることなく、また、この災害の記憶を風化させないためにも、引き続き災害に強いまちづくり、人づくり、体制づくりに向けて、町民の防災に対する意識の向上に努めてまいります。

2件目は、公的機関による鯨類調査について、2点の御質問であります。

鯨類の調査は、資源量推定を目的とする目視調査と、生物学情報の収集を目的とする捕獲調査がございますが、羅臼沖に回遊する鯨類の調査につきましては、これまで大学の研究題材として、生態調査や移動状況調査が行われております。

本格的な調査研究とのことでございますが、目視による個体数の推定に加え、捕獲調査により、年齢や繁殖集団、摂餌生態などの情報を得ることで、生息環境や海域への影響も調査できると思われれます。

私も宮腰議員と同じく、鯨類の調査研究は必要と考えておりますが、中間ラインを有する根室海域では遊弋する鯨類調査は進んでいない状況であります。

また、世界自然遺産登録地である本海域において、捕獲調査は現実的ではないと思われれます。この海域において、どのような調査が可能であるのか、どのようなデータが得られるのか、国や北海道の関係機関と相談していきたいと考えております。

1点目は、調査を求め、知床の豊かさを内外に発信してはとの御質問であります。

調査につきましては、今述べたような状況の中で、どのような調査が可能か、関係機関と相談していきたいと考えておりますが、知床は生態系と生物多様性が評価され、平成17年に世界自然遺産に登録されました。

多くのサケ科魚類、トドや鯨類などの海生哺乳類、希少な海鳥類の生息地として世界的に重要な地域であり、最近ではホエールウォッチングやバードウォッチングが国内外から高い評価を受けておりますので、引き続き、観光協会とも連携しながら知床の豊かさを発信してまいります。

2点目は、調査を求め、共存しつつ、生産活動に励む漁業者の実態を国に訴えてはとの御質問であります。

世界自然遺産登録に伴い、知床世界自然遺産地域科学委員会が設置されておまして、その中で、海域の管理につきましては、科学委員会の委員を初め環境省や北海道、水産庁、漁業協同組合、地元自治体などの関係機関で構成される海域ワーキンググループが設

置されております。

関係機関が一堂に会してのワーキンググループでございますので、知床の沿岸海域におけるトド、アザラシなどの海獣類や鯨類等と漁業の共存は共通の認識であると考えております。

今後もこの海域において安定した漁業生産が行われることを念頭に、さまざまな議論がなされていくものと期待しているところでございます。

3件目は、栄町高台町営住宅のコミュニティの崩壊が問題であることの質問でございます。

栄町高台団地につきましては、17棟62戸で、現在4棟12戸を解体中でありますが、全戸数62戸でいいますと、入居数が27戸、空き家が35戸で、入居率が約43%と過半に満たない状況であり、独居老人世帯7戸、老人世帯3戸、高齢者世帯6戸と、高齢者等世帯の数が16戸となっており、高齢化が進んでおります。

町営住宅等長寿命化計画において、役場や小中学校などの公共公益施設が集積した利便性の高い中心部へ町営住宅を集約化することとし、初めに緑町団地の建てかえを進め、集約化していくこととしております。

しかしながら、町営住宅全体の建てかえの進みぐあいや財政的なこともありますので、栄町高台団地の全取り壊しにつきましては、今後10年ぐらいかかるものと思っております。

栄町高台団地は入居率が低く、空き家が点在し、隣棟間隔も狭いことから、除雪問題、空き家管理等、住環境の悪化があり、冬期間の除雪スペースの確保及び知床未来中学校建設に伴う駐車場及び校長・教頭住宅の整備も進めながら、団地内の集約化を図って、環境を少しでもよくしたいと進めております。

進めるに当たりましては、昨年より町内会に入って説明を行い、理解してもらいながら進めておりますが、今後も町内会の皆様の声を真摯に受けとめ、よりよい方法を模索しながら改善に向けて進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） 以上で、宮腰議員の質問を終わります。

次に、6番坂本志郎君に許します。

坂本君。

○6番（坂本志郎君） 通告に従い、一般質問いたします。

質問のテーマは3件です。

初めに、国民健康保険の都道府県単位化について、3点質問します。

これまで市町村で運営してきた国民健康保険について、財政運営を都道府県に移管する目的は何か、お答えください。

2点目、北海道が先月公表した、運営主体が道に移管した場合の保険料試算が新聞等で公表されましたが、その評価、印象について伺います。

3点目、最終的な羅臼町の保険料は、来年4月に運営方針として決定し、公表され、2018年度から実施となります。決定した保険料は道に100%納付しなければなりません。この場合、収納不足が生じた場合の町の対応はどうされるのか、お答えください。

次に、介護保険法の改定、新総合事業に関して、5点質問します。

先日、新聞に、「訪問介護、無資格者でも可能に」という見出しがありました。市町村が行う新総合事業——介護予防と日常生活支援総合事業ですが——で検討されている内容です。この新総合事業は、2014年の介護保険法の改定によるもので、要支援者への訪問介護と通所介護を各自治体の地域支援事業に移行させ、全ての市町村が2015年4月から2017年4月の間に行うことになりました。

全国一律で行われている要支援者への介護予防給付を自治体任せにすることは、利用者、家族や、事業者、そしてそこに働く労働者に被害が広がる危険があります。

新しい総合事業の名目は、市町村が中心に、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援等が可能なことを目指すとしています。しかし、実際は安上がりな介護がねらいです。

その上で、5点質問します。

国は、2015年度から2017年度、第6期に向けて、介護予防・日常生活支援事業を市町村が行うことと決めましたが、この厚生労働省の総合事業の概要をお答えください。

次に、介護予防・生活支援サービス事業のサービス類型、A型、B型、C型、D型というのがありますが、この内容と、当町の計画、また、サービス提供に対する事業者、事業所の報酬判断を伺います。

次に、サービス類型のうち、A型は無資格者が訪問・通所介護を担えるようになっており、B型は住民ボランティアの参加で行うとなっておりますが、当町の計画を伺います。

次に、新総合事業では、これまで自治体の窓口で介護の相談があった場合、自動的に要介護認定を受けることになっていました。申請に基づき、専門職の調査員が訪問調査を行い、主治医が意見書を提出し、これをもとに、専門家による認定審査会が要介護度の判定を行っています。

今後は、自治体の相談窓口担当者が要介護認定を必要とするかどうか判断することになります。さらに、基本チェックリストでは、25項目の回答の「いいえ」の内容と数で、窓口担当者が判断します。

このように、担当者の判断任せにするため、正しい要介護度の判定が受けられず、必要な介護保険サービスの対象から外されてしまう危険性があります。これに関して、当町の対応について伺います。

次に、関連で1点伺います。

介護保険段階についてですが、当町は現在、9段階で運用しているが、低所得者の負担軽減を図るために、段階を引き上げるべきと思うが、町の考え方を伺います。

次に、町内公共施設の安全環境維持対策について質問します。

最近、新聞報道によると、札幌、函館、北見で、煙突内にアスベスト、石綿を含む疑いのある断熱材が落下しているのが見つかって、問題になっています。

また、道内の中学校において、PCBが使用された蛍光灯安定器内のコンデンサが破裂する事故が発生しています。

アスベストやPCBは発がん物質としてその有害性が指摘されており、健康保持のため、また、環境汚染を防止する上でも見逃すことはできません。

その上で、町内公共施設の煙突等のアスベスト使用の現状と対策及び同施設の照明器具にPCB使用の現状と対策について質問し、再質問を留保し、終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 坂本議員から3件の御質問をいただきました。

1件目は、国民健康保険の都道府県単位化について、3点の御質問であります。

1点目は、都道府県に移管する目的は何かとの御質問であります。

今回の国保制度改革の問題は、国保の財政運営の責任主体が市町村から都道府県に移管されたということだけではなく、医療保険制度全体の問題となっておりますので、あわせて答弁をさせていただきます。

日本では、1955年ごろまで、農林水産業や自営業者、零細企業従業員を中心に、国民の約3分の1の人が無保険者で社会問題となっておりましたが、1958年に国民健康保険法が制定され、61年に全国の市町村で国民健康保険事業が始まり、誰でも、どこでも、いつでも保険医療が受けられる国民皆保険制度が確立いたしました。

制度の確立から既に50年以上も経過し、今では国民誰もが、保険証1枚でどの医療機関にもかかれるのは当然のことだと思われております。

しかし、海外に目を向けますと、必ずしもそうではなく、先進国の中でも民間保険中心の制度もありますし、無保険の国民を多く抱える国も存在いたします。

日本の医療保険制度に対する評価は高く、世界トップクラスの長寿国になり、乳児死亡率などの健康指標も首位を占めています。

2000年には、世界保健機関、WHOから、日本の医療保険制度は総合点で世界一と評価をされました。

しかしながら、今、世界に類を見ないスピードで進展している日本の少子高齢化、超高齢化社会、それは国民の医療費に大きく影響を与えており、毎年1兆円を超えるペースで増加している医療費は、当たり前とと思っていた国民皆保険制度の崩壊につながりかねなくなり、仕組みそのものの改革が必要とされてきました。

農林水産業や自営業などを中心として発足した国民健康保険は、現在では無職や非正規

雇用などの低所得者層の加入者が増え、国保全体では毎年3千億円の赤字となっております。

市町村が保険者となっている現在の国保では、小規模の保険者が多く、増え続ける医療費では、保険財政基盤が非常に不安定であり、医療費と保険料の市町村格差も大きくなり、被保険者間の公平性の観点からも問題となっております。

このような国保の構造的問題に対応するため、これまでも高額医療費共同事業や保険者支援制度などの国保の財政基盤強化策が導入されてきましたが、国保財政の安定化を図るため、財政運営責任を負う主体を都道府県に移管することになったものです。

今回の国保制度改革の柱の一つは、公費の拡充による抜本的な財政基盤の強化を図ることです。

二つ目は、都道府県が財政運営の責任主体になるなど、運営のあり方が変わり、都道府県と市町村が一緒に運営をすることです。

公費拡充の内容は、毎年3千4百億円の財政支援が実施されることです。これは国保保険料総額、約3兆円の1割を超える規模であり、それだけ保険料負担が抑えられることになります。

3千4百億円のうち、1,700億円は低所得者対策強化のために使われ、所得の低い人たちが多い保険者には財政支援を大きくして負担を少なくします。

残りの1,700億円は、財政調整機能の強化や、精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者数など、自治体の責めによらない要因による医療費増への対応と、保険者努力支援制度などの目的のために配分されます。

この保険者努力支援制度は、特定健診、特定保健指導の実施率、メタボ該当者及び予備軍の減少率など、6指標をベースに考えられているようでありまして、ほかの健診実施や健診結果に基づく受診勧奨、糖尿病重症化予防、加入者への健康づくり、後発医療薬品の使用促進などの取り組み状況で評価するよう、現在、詳細が検討されています。

当町でも、各種事業の推進を行ってきておりますが、支援内容等も考慮し、予算措置を含めた事業強化に向けて検討してまいります。

御質問の、国保運営に都道府県が関与する理由であります、一つ目に、保険料負担を公平にして、医療を受ける機会も公平にしようということです。

保険料につきましては、究極的には同一都道府県内の市町村がすべて同じにしようとする考えが根底にあり、医療を受ける機会が少ない地方でも公平に医療を受けられるようにすることが大事で、これまで医療提供体制の整備をしていた都道府県が、保険も行うことがよいという考えです。

二つ目は、徴収した保険料を最大限生かすことです。保険料、公費を財源とする診療報酬が、高度急性期、急性期、回復期、慢性期に応じて、過不足なく支払わなければなりません。こういった国保運営の目指す方向を実現するためには、医療提供体制整備の責任を負う都道府県が国保の運営責任も負う必要があるといった考えです。

都道府県が全体の医療費はどれくらいかかるかを考え、公費を除いた保険料の必要額を見て、市町村に納付金として割り振り、必要な医療費は都道府県から市町村に流し、市町村はそれで診療報酬を支払うことになります。

市町村が行うことは、被保険者証の発行など資格管理、保険料率の決定、賦課、徴収、保険給付、保健事業などとなっており、財政的には都道府県が責任を持ちますが、そのほか、仕事は今とさほど変わらないことになります。

2点目の、北海道が公表した保険料試算の評価についての御質問であります。先日公表された仮算定結果は、あくまでも今後の保険料に関する議論のための試算であるととらえております。

北海道では、試算の公表後に道内7ブロックで各市町村担当者による連携会議を実施し、意見交換が行われておりまして、今後、それをもとに国と協議することになっており、予定では、来年1月下旬に再度仮算定を行う予定となっております。

今回の試算結果で出た当町の特徴としては、医療費につきましては全道を下回っておりますが、平均所得で全道平均を上回っております。漁業事業主など、所得変動がある加入者が多いことから、所得水準の算定に3カ年平均を用いることができないかと考えておりまして、このことにつきましては全道でも多くの意見があり、国と協議することになっております。

北海道の方針として、なるべく激変が生じないように調整しながら、道内の保険料水準の平準化を進め、公平な負担を目指すとのことでありまして、1人当たりの平均保険料が10.8%の減額となりました。当町としては、今の時点では評価に値する結果となっておりますが、今後決定されます算定方法や運営方法を注視してまいりたいと考えております。

3点目は、収納不足が生じた場合の対応はどの御質問であります。

新国保制度では、市町村は都道府県が決定した納付金全額を納付しますが、保険料収納が不足してそれができない場合には、財政安定化基金から貸し付けを受けることができることになっております。

保険料率は市町村が決定することができますので、次年度以降、その分を含めて賦課していくことが基本的な考え方ですが、保険料の変動を極力なくすためにも、町予算の中で基金の積み立てを行っていかねばならないと考えております。

2件目は、介護保険法の改定について、5点の御質問であります。

1点目は、国は2015年度から2017年度に向けて、介護予防・日常生活支援事業を市町村が行うことと決めたが、厚労省のこの総合事業の概要についての御質問であります。

平成24年の介護保険法の改正で、介護予防事業の中に位置づけられた介護予防・日常生活支援総合事業が、平成27年4月施行の改正により、新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ見直されました。

平成29年3月に事業の移行猶予期間が終了するため、平成29年4月から全ての市町村において、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施することになります。

具体的には大きく二つありまして、その一つは、介護予防・生活支援サービス事業として、訪問型サービスや通所型サービス及びそのほかの生活支援サービスであります。

二つ目は、一般介護予防事業でありまして、全ての高齢者を対象としますが、要支援者等も参加できる住民運営の集いの場として充実を図ることです。

以上、大まかでございますが、総合事業の概要であります。

2点目の、介護予防、生活支援サービス事業のサービス類型、A型、B型、C型の内容と、当町の計画、また、サービス提供に対する事業者の報酬判断についての御質問と、3点目の、A型は無資格者が訪問・通所介護を担えるようになっており、B型は住民ボランティアの参加で行うとなっているが、当町の計画についての御質問につきましては、関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

総合事業における訪問型サービスと通所型サービスにおける多様なサービス類型についてであります。

最初に、訪問型サービスAについてであります。主に雇用されている労働者により提供される生活援助で、掃除、洗濯、調理など、日常生活の援助等を行うサービスであります。

訪問型サービスBは、有償、無償のボランティア等により提供される、住民主体によるサービスであります。

訪問型サービスCは、保健・医療の専門職により提供される支援で、3から6カ月の短期間で行われるものとなっております。

通所型サービスAは、主に雇用されている労働者やボランティアが事業所内でミニデイサービスやレクリエーション等を行うサービスであります。

通所型サービスBは、ボランティア主体で、集いの場を設け、体操、運動等を行うサービスであります。

通所型サービスCは、市町村の保健師等が公民館などで生活機能を改善するための運動の機能向上や栄養改善等のプログラムを行うサービスとしております。

当町の計画につきましては、将来的にはAまたはBなどの緩和したサービスや住民主体のサービスの導入が必要であります。当町の住民ボランティア意識の醸成ができるまでにはある程度の期間と支援が必要と思われまことから、平成29年度は現行の要支援相当のままでスタートとし、サービスの報酬につきましても、同様に現行のままと考えております。

4点目は、要介護認定判断簡略化、チェックリストの内容と、当町の対応についての御質問であります。

チェックリストの内容につきましては、国から示されたものを基準にと考えております。

平成29年度は、チェックリストの使用は行わず、現行の相当サービスの提供と考えております。

理由といたしましては、要支援者等の多様な生活支援ニーズに対し、当町においては、ボランティアや住民主体等による多様なサービス提供は難しく、限られたサービスの提供となることから、チェックリストではなく、現行のまま介護認定審査を行うこととしております。

なお、今後におきましては、サービスが整い次第、チェックリストを使用して、迅速なサービスの利用を可能にしたいと考えております。

5点目は、介護保険段階、当町は9段階で運用しているが、低所得者の負担軽減を図るために段階を引き上げるべきと思うが、町の考え方についての御質問であります。

介護保険の改定につきましては、3年ごとの改定となっておりますことから、次回の改定は平成30年4月となります。

前回の改定で、国は消費税の税率を上げ、これを財源に充て、軽減を図る予定でしたが、消費税率の引き上げが据え置きとなったことから、現行の保険料となっております。

このようなことをかんがみ、近隣市町村の動向や、特に国の動向には注視しながら、現行の9段階の引き上げも含め、介護保険料の改定につきましては、慎重に進めてまいりたいと考えております。

3点目は、公共施設の安全環境維持対策について、2点の御質問であります。

1点目は、町内公共施設の煙突等のアスベストの使用の現状と対策についての御質問であります。

建築物に張りつけられた保温材や耐火被覆材、断熱材で石綿を含有している石綿含有保温材等についての御質問と思えます。

北海道の石綿含有保温材等点検マニュアルを活用し、各施設において石綿含有保温材等の点検をさせているところではありますが、劣化状況や管理の状況によって飛散のおそれが出てまいりますので、アスベスト含有調査や定期点検を行うなど、適正に管理してまいります。

特に煙突内の断熱材につきましては、ボイラーや焼却炉の煙突に、断熱目的として、主に1960年代から80年代にかけ使用され、1990年代には徐々に無石綿化し、現在は使われておりませんが、過去に建築された煙突に使用されている可能性もあり、その劣化状況や管理の状況によって飛散のおそれがあるため、煙突の点検及び調査を特に注意を払って行っているところであります。

平成18年以前に建設された煙突を有する施設について、点検、調査の結果が出次第、報告いたしたいと思っております。

2点目は、照明器具のPCB使用安定器の現状と対策についての御質問であります。

PCB使用の照明器具につきましては、昭和32年1月から昭和47年8月まで、国内

で製造された一部照明器具の安定器にPCBが使用されたこともあり、平成12年には老朽化した安定器が破裂する事故が多発したところから、全国的に社会問題化し、学校を中心に公共施設のPCB使用照明器具の対策が求められたところでもあります。

当町におきましては、学校を初め対象となる町内の公共施設のPCB使用照明器具の調査を実施したところ、現在は公共施設でのPCB使用の照明器具はございません。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 大変丁寧な回答だったかなと思いますが、再質問いたします。

町内の公共施設のアスベストとPCBの現状と対策についてお答えがありました。

実はアスベスト対策については、平成17年の3定、9月の定例会で、この使用実態と対策についての私の質問に対して、町は次のように答えています。

町では、町有施設に対して、設計図書による調査及び現地調査を実施した。その結果、公民館の一部に吹きつけアスベストが使用されていることが判明した。この建物は内装材により囲われていることから、特に問題はないと判断するが、安全のため、浮遊粉塵調査を依頼している。民間についてもアンケート調査をして、住民に周知。それから、庁内関係課が緊密に連携して、アスベスト問題の対応を総合的に進めることを目的として、羅臼町アスベスト対策庁内連絡会議を9月6日に設置した。これは前町長の脇町長のときのお答えです。

現在、アスベストの問題やPCBは、直接の所管は建設水道課だと思うのですが、その当時の課長は今の課長ではないので、なかなかちょっと質問しにくいところもあるのですが、実はこの浮遊粉塵調査を依頼しているということなのですが、その結果はどうだったのかということについて、実は聞いていないのですが、今お答えできますか、その結果、こうだったということで。担当課、いかがですか。

○議長（村山修一君） 公民館長。

○公民館長（石田順一君） 平成17年9月に、公民館ホール及び図書室の天井に使われているということでございまして、気中濃度調査をいたしました結果、検出されずということでございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 今、町長のお答えの中で、アスベストに関しては、北海道の石綿含有保温材等点検マニュアルを活用し、各施設において点検をさせているところであると、こういうことだったのですが、道の石綿含有保温材等点検マニュアル、これはいつの時点からの運用なのか。

それから、各施設というふうには書かれているのですが、具体的にどの施設なのか、ちょっとお答えください。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 石綿含有保温材等点検マニュアルでございますが、北海

道より、ことし11月4日に各市町村に通知がありまして、このマニュアルが配付されたというところでございます。

それと、各施設の調査数といいますか、内容ということでございますが、先ほどのマニュアルによりまして、平成18年度以前の公共施設32の施設を対象に調査いたしました。

そのうち、煙突があるのが15施設でありまして、その煙突でございますけれども、調査をしたところでございます。

そのうち、煙突を使用している施設が6施設ございまして、煙突内部に劣化、損傷が認められ、アスベストの飛散の可能性がある施設が、給食センターと体育館の2施設があることがわかりました。

優先度の高い給食センターよりアスベスト含有調査を行いまして、アスベストが含有されていないことが判明したところでございます。

体育館につきましては、現在、アスベスト含有調査を行っているところでございます。現在、ボイラーを使用しないで安全を確保している状況でございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） この道のマニュアルに基づいて点検をさせているということなのですが、平成28年の11月に通知があったということですが、間違いはないですか。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 環境生活部環境局環境生活課のほうから、ことしの11月4日に点検マニュアルが来ているというところでございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） ちょっと今、驚いたのですが、実は平成26年6月1日から、改正石綿障害予防規則が施行されているのです。これまでは、先ほど町長のお答えがありましたけれども、保温材や耐火被覆材、断熱材等々については、一部、今まではOKだった部分があったのですが、平成26年6月1日の改正の規則で、これが使ってはだめだよと、こういうことになって、通知があったはずなのですが、道のほうで28年11月に通知しているというのは、随分遅いなというような気が、それはそれでいいのですが、随分時間がたっているなということがあったので、今ちょっと申し上げました。

結果について、どういう結果なのかということについて、きちっと議会のほうに報告をいただきたいというふうに思います。

次に、PCBの関係ですけれども、当町にはPCB使用の安定器、これを使用の照明器具はないということだったので、ちょっと安心しているのですが、これについて、町内の公共施設でPCB使用照明器具の調査を実施したところということになっているのですが、これはいつの時期に調査を実施したのか、これもちょっとお答えください。

○議長（村山修一君） 環境生活課長。

○環境生活課長（堺 昇司君） 先ほどの町長の答弁の中で、平成12年に安定器が破裂する事故があったということでしたので、平成12年当時、学校を含む町内の公共施設の調査を行いました。

その中で、学校におきまして、春松の小学校、春松の中学校、現在、避難所となっております知円別小学校にPCB使用の安定器がありましたので、それを撤去し、全て交換いたしました。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 公共施設の場合、特に問題になるのは、学校関係が問題になると思います。実際、具体的な作業は担当課で行うと思うのですが、所管は教育委員会なのですね。教育長、お答えはいいのですが、道庁で定期的に流しているものがありますよね、まちの情報。こういう中に、町民の皆さんの中には、自分たちが学校へ行っているのだけれども、アスベストやPCBの問題、大丈夫かなと、不安な親御さんたちもいらっしゃると思うので、どこかの機会で、そういう結果であるということをご公表していただきたいというふうに、そのことをお願いして、次に移ります。

介護保険法について、5点、お答えがありました。

最初に、1回目の質問のときにいろいろありましたが、改正というか、改定というか、改悪というか、安上がりな介護保険法になってきたと。

お答えにもありました。私も申し上げましたが、要介護認定を専門家でない人が25の質問で決めるのですとか、大体こんなことがあってはいけないわけですね。現場からも全国的には相当な批判が出されているのです。

ただ、羅臼町は、当面はそういう運用はしないということですが、29年度以降はやる方向で考えるということなので、またその時点でじっくりと議論する必要があるかなというふうに思いますが、実際に介護される人たち、羅臼町はそれほど要介護認定1、2の人は少ないのですが、将来的には過速度的にふえていくのだろうというふうなことを考えますと、これはまだ現在、対象の人たちが少ないからということでは済まされない。制度ですから、決めてしまうと、それで運用しなければいけないわけですから、注視をしていきたいというふうに思います。

1点、関連で先ほど質問しました。介護保険料の介護保険段階、当町は現在9段階というふうに承知していますが、所得に応じて変える保険料負担額の所得段階、これは低所得者の負担軽減を図るためには、この段階は多いほうがいいのか、少ないほうがいいのか、単純にお答えください。

○議長（村山修一君） 地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） 現在の介護保険制度の段階制度につきましては、今後、検討中ではございますが、基本的な考え方では、介護の段階がふえたほうが低所得者の方の介護保険の負担軽減になると考えているところでございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 現在、釧根の13市町村、9段階で実施しているのは、標茶、標津、根室、別海、浜中、そして羅臼ですね。違ったら言ってください、担当課のほうで。10段階で運用しているのは、弟子屈、鶴居、白糠、中標津。11段階で運用しているのは厚岸と釧路市。12段階で運用しているのは釧路町です。道東で、帯広は15段階で運用している。

これは今、担当課長からお話ありましたが、段階が多いほうが低所得者にとってはありがたいというか、少し楽なのです。先ほど町長のお答えでは、慎重に検討するという、次のところでやるということですが、もう担当課の今の御発言、それからほかの状況を見ても、羅臼町でもこの段階は上げる必要があるというふうに思いますので、再度、町長に、来期、次は7期になるのかな。7期のときに、この段階を上げるというか、幅を広げるといふ方向で検討していただきたい、その方向で進めていただきたいと思いますので、再度、町長のお答えをお聞きします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの質問にお答えをしたいというふうに思います。

先ほど答弁をさせていただきましたとおりでありまして、この段階で上げます、下げますというようなお答えは差し控えなければいけないのかなというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、町民にとって、また、低所得者の方々にとって、どのような形が一番望ましいかということをしっかり考慮した上で判断をしてみたいというふうに思いますし、また、当町における財政状況も踏まえて、いろいろな観点から判断をいたさなければいけないものというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） ぜひ段階を上げる方向で検討していただきたいというふうに思います。

この介護保険制度は、実際、今、重大な岐路に立たされています。今までとは質的に違う制度の見直しが進められています。要支援1、2の人の訪問介護とデイサービスが保険給付から外され、要介護1、2の人は特別養護老人ホームに原則として入れなくなりました。

現在議論されている次期介護保険改正では、要支援の人の予防給付に続いて、要介護1、2の人の訪問介護の給付中、生活援助部分を市町村の事業に移行することなどが検討されています。もっと広げるということですね。ボランティアでやるだとか、窓口で簡単なチェックリストで判断をすとかということをもっと広げるということ。

自治体は、これまで高齢者保健福祉施策として、介護福祉のためにさまざまな取り組みを進めてきました。もちろん当町もいろいろな形で進めています。地方自治体は住民の福祉を増進させる責任があるからです。その意味でも、今後も創意ある取り組みが求められ

ていると思います。

次に移ります。

国民健康保険の都道府県化についてお答えがありました。2018年からの国保の都道府県化に向けて、ことし10月に市町村ごとの標準保険料率シミュレーションが出ました。先ほどありました何%下がったとかということですね。

国保の運営主体の都道府県への移管は、先ほどその理由についてお伺いしました。そのとおりだと思うのですが、規模を拡大することによって、財政基盤を安定させるとともに、市町村間の保険料格差を平準化させることがねらいと言われていますが、私は、この運営主体に都道府県を加えることによって、国の介入強化が行われる、そういうふうにならちょっと違った目で見えています。

現在、市町村は、1年間の医療費を推計して、保険料をどう集めるかを決めて、保険料を徴収するというを行っています。

今度、新制度では、都道府県が1年間の医療費を推計し、国保事業費納付金、納付金と言われるものですが、自治体ごとに決定することになります。保険金の算定ルールについても、標準保険料率として示すシステムです。各市町村は、これを参考に、給付金額の算定ルールを定め、最終的に保険料率を決定することになります。

お伺いしますが、現行制度と新制度について、概略を今言いましたが、こういう理解でよろしいかどうか、お答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 大まかには、今おっしゃったとおりだと思います。

ただ、現行と基本的に違うのは、保険料を課税する場合に、応益割、応能割というものがあります。要は、1軒のうちに幾ら、1人当たり幾ら、それから、所得に応じて幾らということに決めています。今まで市町村ですと、この格差が非常にあったということになります。ですから、極端に言いますと、所得の多い市町村に行くと、1軒当たり、1人当たりの額が非常に少なく、所得の割合が多い。これが、基本的には全道統一したいという考えがありますので、この差が随分出てくるかと思われま。

羅臼町、町長の答弁にもありましたが、全道的に言いますと、所得割が多いという市町村に含まれますので、今後、来年1月に再計算をされますけれども、出たときに、今後の見通しが少しいてくるかなと。

それと、先ほど議員からありました、7月に決定するとありましたが、7月に決定はいたしません。保険料自体の算定方法が決定するというので、羅臼町の決定については、それから予算を見る段階、12月くらいにはほぼめどがつくかと考えています。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 大体私の理解で合っていると。多少、7月の件については、道のほうの計画で、7月に新たに一定のことが決まると、こういうことで、ちょっと私の表現が違ったかもしれません。

現在、高過ぎる保険料負担を引き下げするため、各自治体は法定外の繰り入れや基金からの繰り入れ、あるいは条例に基づく国保料、羅臼町は国保税ですが、減免制度をつくっていますが、国民健康保険の都道府県化で、これらの繰り入れだとか減免制度はどうかとお考えか、お答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） これも方針自体が来年の7月に決定するというので、まだ決定されたことではないのですが、おおむね同じような見通しになると思います。先ほど町長の答弁にもありましたけれども、北海道自体の中で、例えば足りない部分の基金だとかが設立されますので、それを借りることができる。ですから、単年度でいくと赤字になったとしても、その部分は北海道が逆に払ってくれて、次年度以降に課税していくというスタイルにもなりますし、ただ、こうしますと、毎年毎年、1軒になりますと額が変わることになりますので、町としましては、ある程度、3年から5年程度変えないようにしていくためには、そもそも町として基金をためておく必要があるかなというふうに判断しております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） そういうことなのでしょうけれども、新制度になると、今はっきりしているのは、各市町村は決定した納付金については100%納めなければいけないのです。今、借りることができるとか何とかだと言ったけれども、それは結局、借金をふやすことになるから、次のときの保険料に乗っかるのは当たり前のことですね。基金をためておくということは、もちろんそのために大事なことなのですが、今言ったように、100%納付しなければなりませんので、不足が出れば、当然、保険料の値上げ、繰り入れ、一般会計だとか、あるいは基金の取り崩しなどで対応しなければなりません。その意味では、基本的にはこれまでどおり法定外の繰り入れというのは各自治体においては運用されることになるのではないかなと思います。

なぜかという、なぜかというよりは、現在、国は、多くの自治体、市町村の赤字補てんを目的にした法定外繰り入れをよしとは考えていないわけでしょう、今、実際上は。ですから、今、国の考え方はどういうことかという、収納率の向上ですよ。

羅臼町の収納率は、国保だけではなくて、後期だとか、その他の保険を入れると、道の保健福祉課の調査で、ことしの11月、一番直近のやつで93%ですよ。93%という数字はどういう位置づけになるかという、釧根の13市町村の中で、根室市と釧路市を除いて最低ですよ、93%という数字は、7%、未収があるということなのです。あるのに払わないという人もいるかもしれませんが、全体としては厳しい生活状況にあるから払えないということなのではないかなというふうに思います。

要するに収納率の向上や、もう一つは医療費の適正化、つまり医療費を削減して、計画的、段階的な解消を図るべきとしていますので、保険料徴収などの圧力が強まる。これは新聞報道でもありますし、専門家もここを指摘しているのです。各市町村は収納力向上、

徴収のために全力を挙げなければならない、こういうふうに書かれているわけです。

お伺いしますが、保険料の賦課、徴収は、道へ移管後、どのようになるとお考えでしょうか、お答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 総体的なお話をしますと、議員がおっしゃったとおりだと思いますが、賦課、徴収の部門で言いますと、全国で言うと、北海道、そのうち道東というのは、20年も前からその問題になっているのです。ですから、保険料だけではないのですが、この管内では収納の広域連合もつくっていますし、国では、この広域連合をどんどんいろいろな各地でつくっていきなさいという指導が来ています。その中で言いますと、部分については、うちの管内、道東地区については進んでいるかなというふうに考えています。

今の状況の中で、はっきりはしていないのですが、例えば1万人以下の市町村には95%は集めなさいよというのがたたき台として来ています。羅臼町で言いますと、去年が93.5%の収納率がありましたので、あと1.5%頑張ればいいのかというふうには考えていますけれども、これが都会に行きますと90%を切っていくというような現状もありますので、総体的に言うと大変なところも出てくるとは思いますが、うちの管内については、そういうような特別変わったようなことはないだろうというふうに考えています。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 新聞報道でという話をしました。こういうことです。保険料の賦課、徴収はどのようになるのかということについて、都道府県は標準的な収納率とは別に、収納率を向上させる観点から、収納率目標を定めることとしています。道はそういうふうに定めると言っている。収納率が低く、収納不足が生じている市町村は、その要因分析、滞納状況、口座振替率、人員体制等を行うとともに、必要な対策について整理することが迫られます。これを踏まえ、収納担当職員に対する研修会の実施、徴収アドバイザーの派遣、複数の自治体による滞納整理事務の共同実施に対する支援等、収納対策の強化に資する取り組みを定めることとしています。徴収強化は必至でしょうと、こういうふうに、これは新聞報道です。

いろいろあるのですが、どちらにしても、徴収強化に動かざるを得ないことは間違いのない。北海道は、各市町村に医療費水準や所得水準などを踏まえた標準保険料を示し、国保事業費納付金を請求します。市町村は、標準保険料を参考に、保険料率を決定し、住民から徴収して、北海道に納付金を100%払うこととなります。資格管理とか保険給付、保健事業はこれまでどおり自治体が、市町村が行います。市町村の多くは、保険料の赤字補てんのために、今まで減免を行うために一般会計から法定外で繰り入れた。しかし、国は認めていない。考えると、そのために、都道府県全体で見ると、羅臼町はちょっと高過ぎるから少し下がるように感じますが、北海道全体で見ると、保険料は値上がりすることになります。今申し上げたように、市町村には収納率の向上が求められます。結果、強権的

な差し押さえの危険性があります。

平成30年よりスタートする国保の都道府県化ですが、高過ぎる国保は、医療費が上がったとか、いろいろな理由はありますよ、もちろん。収納率が悪いからとありますが、この根本原因は、これは何回も私、議会で言っていますが、国が国庫負担率を50%から25%に引き下げたことに全ての原因があるのです。だからそういう意味では、今や保険料、羅臼町は保険税ですが、所得の2割にも及ぶ負担になっています。

私は、国に対して、国保への大幅な財政支出を求めるとともに、自治体は強権的な差し押さえなどをしないように強く求めて、質問を終わります。

○議長（村山修一君） 以上で、坂本君の質問を終わります。

ここで、11時35分まで休憩します。11時35分、再開します。

午前11時24分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番田中良君に許します。

田中君。

○2番（田中 良君） 通告に従いまして、1件、3点について質問させていただきます。

まず、まちの活性化について、平成29年度に向けて、行政が取り組む重点施策はどのような取り組みを考えているのか。これにつきまして3点。

一つ目は、産業関連について。

2点目は、観光関連について。

3点目、医療、福祉関連について。

また、それにかかわって、平成28年度、現在で実施した施策で、特に効果が見られる事業はあったのか、これを町長にお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 田中議員から2件の御質問をいただきました。

1件目は、町の活性化について、平成29年度に向けて行政が取り組む重点施策はどのような取り組みを考えているのかに関して、3点の質問でございます。

当町が取り組む施策は、羅臼町第7期総合計画に基づいて進めているところでありますが、1点目の産業関連につきましては、基幹産業である漁業の安定化が地域経済を支え、町全体の活性化につながると認識しておりまして、漁業の発展が最重要であると考えております。

地域経済が漁業に支えられている我がまちとしては、羅臼漁業協同組合が取り組んでおります沿岸資源の維持・増大対策事業に引き続き支援をしていくとともに、安定した漁業生産が維持できる持続性の高い漁業への転換に対しましても、支援策などを検討してまいります。

また、漁協が申請、登録者とされる地理的表示保護制度、いわゆるG Iマークの登録につきましても、制度や効果を十分理解していただき、登録に向けた早急な取り組みを進めていきたいと考えております。

商工につきましては、特産品の充実と消費拡大を推進するため、当町で水揚げされた魚介類のブランド化の取り組みとして、平成27年3月に知床らうすブランド運営委員会が設立され、羅臼ブランドの高付加価値化を図ってきております。

平成28年4月に知床らうすブランド認証制度を導入いたしまして、町内に拠点を置く企業や団体、個人の商品を対象に、試食審査会を行い、サケ節やイクラ、タラコ、羅臼昆布など、これまで37品を認証しております。

「羅臼のふつうは、日本のごちそう」をブランドのキャッチコピーに、世界自然遺産の海に育まれた海産物を中心に、厳選された特産品や加工品の品々を全国にPRしているところでもありますので、平成29年度におきましても、町内企業とともに商談会や物販など、積極的に取り組んでまいります。

農業につきましては、中山間地域等直接支払交付金の活用や、道営草地整備改良事業による農業生産の基盤整備を継続して進めてまいります。

また、農業における6次産業化について、集落や農協、農業改良普及センターなどの関係団体と検討してまいります。

2点目は、観光関連についてであります。

観光につきましても、地域の活性化を図る上で主要な産業であり、最近では自然観察や体験を目的としたプログラムもふえ、リピーターや滞在型観光も増加傾向にあります。

特に、海上でのイルカ・クジラウォッチングや冬期間のバードウォッチングは、国内外から高い評価を得ております。

平成23年から始まった体験学習旅行の受け入れにつきましても、町、観光協会、漁協、商工会を初めとした各団体で組織する知床羅臼町体験学習推進協議会が中心となって、オール羅臼で取り組んでまいります。

また、教育旅行の誘致につきましては、根室管内教育旅行誘致推進協議会において取り組みを強化する予定でありますし、北方領土学習のプログラムを取り入れた学校の誘致拡大など、引き続き近隣市町や観光協会などの関係機関と連携し、根室管内における交流人口の増加、拡大に向けて取り組んでまいります。

観光を含めた産業の活性化につきましては、町内の各団体はもとより、近隣市町との広域的な連携を図りながら進めていくことが重要と考えておりますので、関係機関との連携を密にし、町の活性化に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の医療、福祉関連についてであります。

平成29年度の重点施策として、現時点でお話しできることとしまして、一つ目は、先ほど行政報告でも述べさせていただきましたが、町民の皆様の安心・安全の確保のための国保診療所の運営を、今後も社会医療法人孝仁会に行っていただくこととあります。

来年度からの5年間に向けた仮協定書を去る11月27日に締結いたしました。このことにより、来年度からの5年間を当町の医療ビジョンによる安定的な医療の提供をしていただけるものと考えております。

二つ目は、今年度の執行方針でも述べさせていただいていた、地域包括支援センターの民間委託であります。

このセンターは、今後、地域包括ケアにおける中核機関として、より専門的で質の高い機能と安定性が求められております。その運営に実績のある、社会医療法人孝仁会から受託の了承をいただき、平成29年4月から運営をしていただくことで準備を進めているところであります。

三つ目は、移住体験モニター事業などを活用した医療、福祉、介護の専門職員の確保についてであります。

羅臼町総合戦略に基づき、昨年から実施している移住体験モニター事業ですが、昨年度は3名、今年度も既に3名の受け入れを行い、来年3月までにあと2名の受け入れを予定しているところであります。

モニター参加者は、皆さん好印象で体験を終了され、移住を検討してもよいと話してくれている方もいらっしゃいます。

依然として、医療、介護等の専門職員の確保は厳しい状況ではありますが、今後もこのモニター事業を行うことで、1人でも移住につながればと期待しているところであります。

この3点は、直接まちの活性化にはつながりにくいと感じるかもしれませんが、町民の皆様の安心・安全の確保を行うことが町の活性化を支える施策と考えているところであります。

2件目は、平成28年度に実施した施策で、特に効果が見られる事業はあったのかという質問であります。

先ほど行政報告でも述べさせていただきましたが、一つ目は、ふるさと納税であります。

平成28年度において、返礼品を36品から少しずつふやし、今では100品を超え、12月11日現在、9,825件、1億4,292万3,609円の寄附申し込みとなっております。

昨年の返礼品の割合で計算しますと、約5,273万円分の返礼品を町内の事業者より購入し、ふるさと納税による販路拡大と販売個数が増大し、若干ではありますが、町内事業所の売り上げ拡大につながっているのではと感じております。

今後とも魅力ある知床羅臼産特産品のPRと、安定したまちづくりの財源確保に努めて

まいります。

二つ目は、商工の振興である特産品の充実及び消費拡大推進事業として、知床羅臼産特産品及びブランド認証したものを活用しながら、道内外へPR及び知床羅臼町の知名度向上と、知床羅臼産特産品の販売促進をするため、平成28年10月19日、主体的に集まった町内15事業所により、知床らうす特産品販売振興会が立ち上がりました。

最初の取り組みとしましては、札幌のホテル、ポールスター札幌を拠点に、商談会、物産展、観光PR、ホテルでの朝食、昼食の食材、さらに、市内飲食店と連携した食材利用等を、知床羅臼魅力発見フェスタとして12月5日から9日まで開催をいたしました。この期間以降も、札幌市内のほかの飲食店が継続して16日までPRしてくれております。

今後は、北海道が制定する知床の日にあわせ、平成29年1月30日前後に九州での物産展を計画しているところであります。

三つ目は、地域産業の活性化である地域資源を有効活用した商品開発事業として、未利用資源の有効活用であります。

地方名ドンコロ、標準名キタノムネダラが多く網にかかるが、商品価値がなく、市場に上場されていないことから、ドンコロの商品化に向けて、平成27年度の地方創生交付金を活用し、羅臼漁協刺網青年会に支援してまいりました。

羅臼漁協刺網青年会は、水産加工場と協力し、フィレ加工した商品をつくりましたが、販路がなく、平成27年から引き続き平成28年度も活用してもらえる取引先を探していたところ、定山溪の旅館で定番メニューの材料として取り引きが決まり、同じ地域のホテルでも活用について検討され、さらには大阪のホテルに打診中と、徐々に使っていただける宿泊施設が見つかり、販路拡大に向かっていくと報告を受けております。

四つ目は、観光に関する施策であります。

今年度、地方創生加速化交付金を活用して、知床羅臼町観光協会が実施しております観光ガイド養成・育成事業であります。

世界自然遺産知床がもたらす海産物や豊かな魚食文化、生産者の思いなどに触れてもらうため、観光協会が町民ガイド認定制度を開始いたしました。

約10年前に、エコツーリズムへの関心や水産資源の減少を機に、市場や漁港での産業体験プログラムをスタートさせ、これまでは観光協会に依頼された漁業者などがガイドを務めてきたところではありますが、漁業の観光資源化が進み、市場での衛生管理や安全面に配慮した見学ルールを改めて定めた上で、ガイド認定制度の整備を進め、平成28年度は72名が町民ガイドに認定されております。

認定された町民ガイドの活動内容は、町体験学習推進協議会や、観光協会、ガイド事業者から依頼を受け、鮮魚のセリ見学、秋サケ荷揚げ見学の2種類で、魚の種類や漁法について解説してまいりまして、大変好評を得ているところであります。

また、「ギャラリー・ミグロード」についてであります。観光協会に配属している地域おこし協力隊には、体験観光プログラムの企画・立案や観光客の受け入れ、自然ガイド

活動など、積極的に当町の観光振興に取り組んでいただいております。

その協力隊から、観光拠点の一つとして、「ギャラリー・ミグラード」の設置を提案され、観光協会会員の協力のもと、整備されているところであります。

旧ユースホテルの内外を改装し、展示室4室、ギフトショップ、ツアーカウンター、多目的ホールを設けまして、平成28年5月にプレオープン、7月16日に正式オープンしております。

オープンから11月までの期間は、施設整備と並行しながら、土、日、月曜日の週3日開館しており、地域おこし協力隊が企画する写真展や皮製品製作の体験の場としても活用されております。

12月1日から1月27日まで冬期休館し、ツアーデスクの設置に向けての準備や、次回の写真展企画などを進めております。

2月からの繁忙期には、全日開館を予定しておりまして、「ギャラリー・ミグラード」本来の目的である交流の場として、多目的ホールに簡単なカフェの開設も計画していると同っておりますので、今後も支援してまいります。

五つ目の、第7期総合計画の重点施策で示しております、地下資源の安定的な維持と活用につきましては、将来にわたって安定的に温泉供給を目指すため、平成27年度に地下の電磁波探査等による地下熱資源調査を実施した結果、有望な地下熱資源が存在する可能性が高いことが判明しております。

さらに詳しい掘削調査へ移行するため、周辺のシマフクロウ調査等、環境関連調査を本年3月から6月にかけて実施しており、特に環境に対する影響は生じないことから、11月から掘削調査を実施しております。この掘削調査は24時間体制で来年の2月末まで実施する予定となっております。

掘削調査の結果、有望な熱源が出て、事業性の確認が出来た場合には、オリックス株式会社による発電所建設や、地熱を活用した具体的な地域振興事業の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） それでは、再質問させていただきます。

まず最初に、平成28年度で行った施策の中、五つの事業で効果が見られたということで、今、町長から説明をいただきました。

その中で、2点、お尋ねいたします。

まず1点目は、ふるさと納税に関してでございます。

昨年始めて、昨年はわずか4カ月程度の実績で、結構な羅臼のPRをしていただき、効果が見られたと感じておりました。今年度も今のところは順調な滑り出しということで、ほかのトップクラスを見ると、これはもの足りないところはあるかと思いますが、羅臼の中でやる以上は、急速に伸びることが必ずしもいいことではないと私は感じており

ます。一つ一つ着実に事業が進んでいければ、それがいいかと思われまので、特に今、あと4カ月、3カ月ちょっとしかないのですけれども、今年度、この後、今までの中の検証もしながら、もう既に行っていると思います。100品目という品目をつくっておりますが、その点につきまして、29年度にどの辺のあたりを今の段階でチェックしていきたいということがあれば、その点。なければ、そこは随時検討したいということであれば結構でございます。それが1点。

あと、ふるさと納税に多分かわってくるのではないかと思います。観光協会で行っている事業なのですけれども、これもやっぱりふるさと納税にかかわる問題にも引っかかってくると思います。いろいろな来る人方に、「ギャラリー・ミグラード」とか、そういうものを与えております。漁業者に観光ガイドをお願いしたり、これもやっぱりふるさと納税の一つの品目として取り入れてもらえればありがたいかなど。これはものを与えるのではなく、羅臼に来ていただきたいという思いでもありますので、そういうところを考えて、そのあたりを1点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま2点の御質問であったかと思えます。関連がございますので、全部まとめてお答えをしていきたいと思えますけれども、まずふるさと納税、ここまでは、先ほどおっしゃっていただいたとおり、上には上があるもので、とんでもない金額を集めている市町村もございませう。ただ、羅臼町として考えているのは、当然、羅臼らしさであったり、羅臼としてしっかりした責任を持った商品と申しますか、この場合、返礼品をお届けできるというところに、しっかりしたものを贈るということを念頭に置いてやっております。ですから、とにかく人気があれば何でもいいのだというようなことにはならないというところをしっかりと押さえて行ってまいります。

また、そういった体験も含めた、そういったものを返礼品として、羅臼に来ていただくということだと思いますけれども、来ていただくきっかけをつくるためにそういったものということでもありますけれども、「ギャラリー・ミグラード」ですとか、そういったところについては今後検討しますけれども、現在も、例えば観光船の乗船券、そういったものを返礼品として出していたり、そういったことも行っております。ですから、その返礼品をもとに、このまちに、羅臼町を訪れていただくというきっかけを与えるということも含めて、今後さまざまな形で返礼品として全国にPRをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひそのようなことで、今、私が2点をつないでやったらどうかということで申した中の一つには、私たちのまちに日本丸が3年間、来港してきております。この中に乗っている人方から、やっぱり体験的なものが羅臼町は魅力がちょっとまだ足りないよというアドバイスもいただきまして、そういう人方の中で、やっぱり選ばれた人が羅臼に来るといふ、世界自然遺産という中で取り組むことについては、価値のあるこ

とだと思えます。単なる寄附したから、寄附の返礼目的で来るのではなく、羅臼を応援したいという人方が日本各地におられますので、ぜひそのようなPRの仕方、これはほかの市町村とやり方がちょっと違う方向だと思うので、それを一つ提案しておきたいと思えます。

あとは、28年度の事業で、今、地下熱の話も出ました。これは今、まだ試掘の段階なので、今後、発展を望めることなので、これは次年度に期待することということでとらえておきたいと思えます。

最初に申し述べました、平成29年度につきまして、まず1点目として、漁業が、先ほど町長の行政報告の中にありました。私も町長と同じように、数量の問題が一番懸念しているところがございます。大体羅臼町は2万2,000トンほど、今年度、12月現在で水揚げしております。トン数で言いますと大体500トン前後落ちております。これはやっぱり500トンの魚が減っているということが危惧されることでありますし、いろいろなこれから補正予算の中でも入ってきます。いろいろな事業が今入ってきていますけれども、その中で、まず第1点に、ちょっと町長からお聞きしたいのは、育てる漁業について、今、支援をやる形で、町が組合とタイアップしてやっております。これをさらに発展していただいて、特に今、疲弊していると言われている汽船漁業、この辺のあたりの改良というのですか、船が老朽化しております。そういうような形で、汽船漁業者も減少している体系でありますから、この辺の取り組みを、ぜひ組合との協力のもと、ちょっと支援策を打診していただけないかなということを1点申しおきたいと思えます。

もう1点、それにかかわりまして、この生産量につきまして減少しているところに対して、育てる漁業を取り組むということは、組合も当然やってくると思うのです。ただ、世界自然遺産という中で、限られた範囲内で育てるということになりますから、やっぱりその辺も行政の形でアドバイスしなければならない部分が出てきます。今、盛んにテレビで放送されています北方領土につきましては、これもかかわることの一つなのですけれども、これは国の政策として今行っていることなので、単町で行えることではありませんので、ぜひ羅臼町とすれば前向きに取り組んで、この有効利用をきちっとしていただきたいなと思うので、その辺あたりで、ちょっと何か新しい考え方があればお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 羅臼町の基幹産業の漁業につきましては、私も前々からずっと言い続けていることではありますけれども、やはり漁民の生活の安定ということを考えますと、やはり今おっしゃっていたように、その年、その年で伸びたり下がったりという、こういった波のある漁家経営というのは非常に計画を立てづらい、また、生活が安定しないということにつながりますので、この育てる漁業というものを通じて、漁家経営がしっかりなされるというのがやはり理想だろうというふうに思っております。これについては、羅臼漁業協同組合ともしっかりその辺を話し合いながら、相談をし合いながら進めてまい

らなければいけないかなというふうに思っておりますし、一人一人の漁家がしっかり安定して生活を行える形づくりをしっかりとできることが、先ほど来、いろいろな御質問もありました、このまち全体の安定につながっていくということもありますし、当然、しっかりした生活ができれば、先ほどありました収納率の問題であったり、いろいろな問題に波及していくのだろうというふうに思っておりますので、ここは非常に大事な私の一つのテーマでもありますので、これから漁協としっかりその辺を話し合いをさせていただきながら、協力し合って進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。

それにかかわってなのですけれども、これは漁業のこともありますが、商業関係で、ぜひ1点、重点施策として29年度に取り組んでいただきたいのは、羅臼の商工業につきましても大変疲弊しているところです。まちからやっぱり消費が流出しているのは、これは隠すことのできない事実でございますし、大型店舗とかが羅臼町に入ってきますと、やっぱり既存の業者というのはかなり厳しい経営状況になっております。ほかの市町村も同じような状態になっております。この辺につきましても、その振興につきましても、これは答弁要りませんけれども、商工会とぜひタイアップしながら、これに取り組むことをまず一つお願いしたいのと、それにかかわって、羅臼町に金融業者が3件、マリンバンク入れて3社あります。この辺のあたりで、私もこうやって羅臼町で暮らしていると、やっぱりちょっと「大地みらい信金」さんと「釧路信組」さん、「マリンバンク」さんでは、ちょっと振り込みとかいろいろなことで、やっぱりATMとかが、「北海道銀行」さんとか「北洋銀行」さんのATMシステムがもうちょっと連携がスムーズにできるような形をとっていただければ、町民の皆さんがもっと便利に羅臼町で処理ができるのかなと思われま。時間的にも、今の金融機関が、ATMが短いとは言いませんけれども、ただ、やっぱり羅臼の形態から申しますと、朝、夜中のうちに出漁して、日中、仕事をされている漁師の人の方が多いですし、終わってから、わざわざ中標津町に行ったりして振り込みをしなければならぬというような、コンビニさんを使いながらやらなければならぬというケースがたくさんふえているように聞こえてきますので、その辺のあたりもちょっと検討していただきたいと思います。これは別段、答弁は要らないです。

最後になりますけれども、先ほど医療と福祉の関係について、町長からお答えがありました。

1点、まず孝仁会と11月27日に仮調印が締結されたということで、一安心しているところでございます。これにつきましても、多分、現状の先生方、今、医師が1人です。これはやっぱり複数化してもらうことがまず最優先です。あと、やっぱり羅臼で何かあったときに、軽いうちに羅臼の病院にかかって診ていただきたいという意識がありますし、その辺の体制もきちっとしていただきたいのと、1点だけ、孝仁会さんにかかわって、4

月から地域包括支援センターの事業を受けるということで、孝仁会さんがやられるということで、それは大変経験者も多いですし、いいことだと思います。ただ、3月末、31日で終わって、4月1日から孝仁会がすぐ移行できると、現状では考えられませんので、この後の予算の中で、多分、準備金とかが設定されると思いますけれども、ぜひ4月1日からスムーズに動けるような体制をきちっと、やっぱり結構やるにしても時間がかかります、これにつきまして。そんな1週間や2週間で、はいそうですか、はい、4月1日からあなた方ですよというわけにはいきませんので、やっぱりその辺の準備をしっかり、重なる部分をきちっとしてもらおう形で、町民に余り不便をかけないように、スムーズな連携ができればいいかと思います。その辺のあたり、1点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 今、医療のことについて2点、御質問があったと思うのですが、孝仁会と、今後また5年間の契約をするに当たり、当然、そのことによって羅臼町民の利便性がといいますか、安心・安全につながるということでなければいけないというのは当然のことです。前々からお話をさせていただいて、なかなか実現ができない一つには、やっぱり医師の2名体制ということについてです。これについても、今現在もそうですし、これからも孝仁会、または北海道であったり、いろいろなところとしっかり情報交換、連携をしながら、一日も早い医師の2名体制ということを実現していきたいというふうに思っております。

また、地域包括支援センターにつきましては、これも孝仁会のほうにということで、ただいまおっしゃっていただいた、しっかり引き継ぎをということに関しては、十分注意を払ってといいますか、取り組んでまいりたいと思いますし、今のところ庁舎内に事務所を設けて、保健福祉課なりまちとの連携というものもしっかり考えていながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひそのように、実は診療所をやったときに、ちょっとスタートがおくれたりというケースがありましたので、ぜひこの件につきましてはしっかり検討しながらやっていただきたいと思います。

最後になりましたけれども、これは町長の答弁は要りません。先ほど町長が言ったG Iマークなのですけれども、私、前に一般質問させていただきまして、その後、進み方がかなり鈍そうなので、またこれにつきましても協力できる場所がありましたら、G Iマークにつきましては、これはいち早くやらないと、先を超されると、次にマークは出ませんので、その辺はちゃんとした共有の認識を持って進んでいければいいかと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（村山修一君） これで、田中良君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、1時10分まで休憩します。1時10分、再開します。

午後 0時07分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番加藤勉君に許します。

加藤君。

○1番（加藤 勉君） それでは、通告に基づきまして、次の2点について御質問をさせていただきます。

1件目は、漁業を中心とした6次産業化について。

2件目は、北海道150年事業についての2件でございます。

1件目の、漁業を中心とした6次産業化についてでございますけれども、27年7月作成の羅臼町総合戦略において、人口の流失をとめるため、若い世代が安心して働ける魅力ある産業の振興策として、漁業の6次産業化の検討と、販路拡大事業の振興を基本施策の一つとして掲げてございます。

それで、1点目ですが、漁業の6次産業化について、現在どの程度進められているのか。

もう1点が、この取り組みのための推進体制はあるのか。

この2点についてお伺いいたします。

次に、北海道150年事業についてであります。

北海道と命名されてから、2018年、平成30年ですけれども、150年の節目を迎えるというところから、北海道ではこれを記念した北海道150年事業を計画しております。

当町においても、協賛事業として、この150年事業に取り組む考え方はないのかどうか、この2点についてお願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 加藤議員から2件の御質問をいただきました。

1件目は、漁業を中心とした6次産業化について、2点の御質問であります。

1点目の、漁業の6次産業化について、現在どの程度進行しているのかとの御質問と、2点目の、この取り組みに向けた推進体制は設立されているのかとの御質問につきましては、関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

平成22年12月3日公布の6次産業化法では、単独または共同の事業として、農林水産物の生産及びその加工または販売を一体的に行う事業活動であって、農林水産物の価値を高め、またはその新たな価値を生み出すことを目指したものをいうと説明されており、当町では、第7期総合計画及び羅臼町総合戦略の中で、活力のある産業のまちづくりを進めるために、今後はとるだけの水産業ではなく、とった後に価値を付加し、それを流通、

消費させることが必要なことから、6次産業化の推進を目指しているところであります。

水産業の6次産業化は、現在、羅臼漁協のシステム上、漁業者単独では大変難しい状況であることから、地域全体の共同事業ととらえ、生産する1次産業、加工、商品化する2次産業、サービスや小売りなどで利活用する3次産業、それぞれが有益な成果となるような取り組みを進めているところであります。

1次産業では、サービス業の求めに合った金額や出荷数量、2次産業では、ブランド化や商品づくりと、少しずつではありますが、必要な支援を進めているところであり、ある程度地域の士気が高まったところで、必要な対策や支援を講じていきたいと考えております。

また、農業につきましては、施設整備等の課題を克服しなければならないものが多いことから、具体的な取り組みまで進められていない状況であります。

今後とも農業、漁業の1次産業を含めたさらなる取り組みで、所得増大で活力ある地域産業を目指したいと思っております。

2件目は、北海道150年事業について、当町においても協賛事業を取り組む考えはないのかとの御質問でございます。

北海道では、北海道150年事業の基本方針等を検討する北海道民検討会議が平成28年6月に設立され、平成28年11月には、基本方針に基づいた具体的な事業計画を作成する北海道150年実行委員会へと移行されております。

この基本方針の中の事業構成では、記念セレモニーと北海道みらい事業に分類され、これらをサポートするため、北海道みらい事業の支援やPRを行うとともに、北海道150年を契機として、継続的に取り組むべき施策などを関連推進施策として位置づけられており、実施時期が平成30年1月から12月となっております。

現状では、具体的な個別事業の内容や市町村に対する協力要請などは示されておきませんが、今後、北海道から要請があったときには、協力して行っていきたいと考えております。

さらに、北海道150年事業と連携を図り、当町のPRや観光振興、地域経済の振興に結びつく事業を実施することができるのであれば、検討をしてみたいです。

いずれにしましても、北海道150年事業の詳細が明らかになってから、何ができるのか、具体的な検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） この間、実は昆布倉庫をちょっと見学した折のお話をさせていただいたと思うのですが、昆布が、きれいに梱包された製品と、もう一つは、そのまま乾燥させただけの昆布が、2種類があったのですけれども、この辺、品質的には同じ羅臼昆布ですので、いいのでしょうかけれども、そのときのきれいに梱包されたものと、束になったものと、販売価格として違いがないのか。

もう一つが、統計にもあるのですけれども、ウニの製品についてなのですが、多分、漁師の方が自分のうちで折詰めをきちんとされて、製品化されて出荷されているものと、もう一つは、殻つきで出荷しているものもあると。それから、塩水ウニとして出荷しているものもあるというふうに統計では出ているのですけれども、この辺も含めて、販売価格というものに開きはないのかどうか、これをまずお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） お答えいたしたいと思いますが、取り扱いにつきましては、羅臼漁業協同組合が行っておりますので、どれぐらいの差があるか、その年によって、当然、昆布については値決めという制度の中で行っていることもありまして、はっきりしたことは申し上げられませんが、価格で言いますと、今おっしゃったように、昆布については、従来の製品の形、花折にするものと、それから、まとめたもの、多分、棒昆布だろうというふうに思いますけれども、それはやはり価格にかなりの差があるというふうに思っております。

また、ウニについても、殻ウニで出荷する部分、それから折詰めにするもの、それから塩水として出すもの、今この3種類がございます。それについても、先ほどの表にも載っておりますけれども、単価はそれぞれ違っております。価格でということであれば、ここまでの答えになると思います。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） わかりました。価格には差があるのだろうということは承知しておりますけれども、この漁業の6次化につきましては、漁業権の問題ですとか、個々の漁師さんの問題、あるいは漁業協同組合の問題だとか、いろいろと解決しなければならない課題というのがあるのだらうという感じがしています。

そこで、先ほど言いましたように、もったいないなど。ウニについても昆布についても、もったいないという、一言で言ってしまうと、そんな感じを持っています。多分、この辺については、漁師さんの手間がないのかなと。昆布を花折にするまでの労働力がなかったり、言ってみれば仕方ないから棒昆布で出すのかなと。ウニについても、折にするには手間がかかるよと。だから殻つきで出そうだとか、もうちょっと体よくして塩水で出荷しようかと、こういうふうな形で漁業者さんがそれぞれ考えながら出荷しているのだらうというふうに思うわけでありまして。

それで、6次化という問題から、これらの商品にもっと付加価値をつけていけば、今の生産性をもうちょっと、倍まではいかなくても、半分以上は上げられるのかなと。それが漁師の皆さんに返って来るのかなというふうな感じを持っているわけでありまして。

これから漁業者の方はだんだんだんだん減っていきます。逆にいくと、労働者は余ってくるという状態が出てきます。その労働力が、引き受け先がないものですから、結果として町外へ仕方なく転出をしていくということが、今までずっと人口が減っていった中の一つかないというふうな気がしております。

私はこの辺、もうちょっと今の二つだけでも付加価値をつけていくべきかなと。そして6次化に進めていく必要があるのかなというふうな感じを持っております。これは漁業者だけの問題ではない。漁業者がそのことをやることによって手間がかかってくる、そんなことを思うと、なかなかそれより先に進まないのではないのかなというふうな気がしております。

そこで、私、見た中に、実は農林水産省が、農林水産の6次化について、指針といいますか、出しているのですけれども、手引なのですが、その中で、これらについては、関係機関はやっぱり協力してやっていかなければならないよと。そのためには、推進協議会、検討会というふうにしてうちの戦略会議の中には出ていますけれども、この検討会をつくりながら、幅広く進めていく必要があるのではないのかということが言われております。これの勉強措置のための予算づけも、この農林水産省の手引の中には、ハードもソフトも含めて助成措置を持っていますということでございますので、これは5カ年計画ではありますけれども、今からそういうところを取り組んでいかなければ、なかなかこの6次産業化というのは難しいのだろうというような気がしております。

若い世代が安心して働ける魅力ある産業の振興、これはやっぱり羅臼町にとっては水産が期待だというふうに思っております。一日も早く実現できるよう、最後に町長の決意をお願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 加藤議員からただいまお話がありました6次化のことでありますけれども、先ほどあった昆布、ウニに関して言いますと、価値をつけるというよりも、実はもともとやっていた形に戻していくということになろうかというふうに思っております。今まで長い歴史の中で、羅臼町の漁業者が、例えば昆布の漁業者が、家庭内でしっかり花折というところまで製品化にして出荷をするということが普通にやられてきたことが、今、家族構成ですとか、いろいろな状況により、それから、周りのいろいろなシステムの違いにより、それが先ほどおっしゃっていたように手が回らなかつたり、逆に市場が高値をつけることによって、ウニなどはそうなのですが、高値をつけることによって、殻で出荷したほうが得だよというような状況も生まれてきてしまっている。そういう中で、しっかりした製品を最後まで漁業者、生産者が行えない、または行っていない状況が今あるというのは事実でございます。

このことについて、これは漁業協同組合のシステム上の問題もあります。販売を一元化しているというところもありますし、そのルールを破ってどうこうというふうにはなりませんので、当然、漁業協同組合としっかり連携をした中で、ではもともとあった付加価値の高い花折であったり、ウニの折詰めであったり、塩水だつたりというところの製品をしっかりと地元でつくれる体制をつくりませんかという働きかけは、羅臼町としても、私自身も、今後、組合にしっかり投げかけていきたいと思っておりますし、それをすることによって、雇用が1人でも2人でも生まれてくる。

それと、もう一つは技術なのです。花折をつくる技術、それから、ウニを詰める技術、これは実は今後も羅臼町の後継者、または羅臼町の方々に引き継いでいかなければいけない大事な技術なのです。赤葉を一つ刈るのでも、実は昆布をちょしてない僕なんか全くできません。あれはやっぱり長年の技術、そういった経験で生み出されるものでありますから、そういった技術の継承も含めて、しっかりこれから羅臼町に残していかなければいけない。そのためには、羅臼町でしっかりした製品をつくるということは非常に大事なことだというふうに思っておりますし、今後も漁業協同組合にしっかりその辺を、僕らも協力しながら、進めていけるように訴えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 町長の力強いお言葉をいただきまして、切羽詰まっているのだということで、まず認識をしておいてほしいなど。このままだと、羅臼町は、10年ぐらい先になるのか、20年先になるのかわかりませんが、結果としてお年寄りだけになってしまうというような状態が目に見えているわけですから、そういう意味では、その辺、漁業を中心とした6次化に向けて、今から進めてほしいなというふうに思っております。

次に、北海道150年事業の件なのですが、実は羅臼町史を見ましたら、1869年、明治2年なのですけれども、松浦武四郎が北海道という名前を候補として挙げて、明治政府に届けをしたら、それが北海道という名前になりましたということで、それから数えて、平成30年が150年ということで、道としては、何かその日を節目として事業を組んでいこうではないかということだというふうに認識したわけですが、この松浦武四郎が、実は町史の中では、安政5年、そのときに根室を出発して、野付、標津を踏査し、我が町、当時はウエンベツ、現在の峯浜町に足跡を記しているということなのです。この知床半島を回った日誌が知床日誌で、これが町史の中には、広く我が町を世に紹介させたものであるというふうになっています。ですから、北海道150年の部分の松浦武四郎がリンクしてくるのだろうというふうに思うわけで、これが、やっぱり松浦武四郎がここへ来て、羅臼を含めていろいろな地名を解明して、それを世に出したということですから、この方の偉業をやっぱりたたえていくべきではないのかなというふうに思っています。

知床探査の途中、マッカウスの洞窟で一夜を過ごして、そのときに、「仮寝する窟におふる石小菅、葦し菖蒲と見てこそはねめ」という句を詠んだというふうになっているのですけれども、この句碑が、実はマッカウスの洞窟のそばに、多分、文化協会だと思うのですけれども、そこで建立されております。

そういうことで、この150年と羅臼町の歴史を飾ったときに、同じようにリンクしてくるということですので、150年の事業にあわせて、松浦武四郎の偉業をたたえていくという姿勢を羅臼町は持ってほしいなというふうに思っております。

あわせて、道の事業にあわせて、連携事業も計画されているようでして、ちょっと要綱などのたたき台というのを見ましたら、実は29年の4月から秋までに連携事業を募集し

ますよと。審査をして、それが審査されると登録されるということですから、羅臼町も来年4月から秋までに、何らかの形で協賛事業として登録されるように、今から準備をしていってほしいなというふうに思っています。何かとりとめなくお話をさせてもらいましたけれども、北海道150年という節目にあわせて、羅臼町ももう1回歴史を見直そうということで、一緒になった協賛事業をやってほしいなど。それがまた、町長がおっしゃっています観光につながっていくのだということも含めて、ひとつそういうことも今から準備をしていってほしいなというふうに思っています。これについては答弁は要りません。

以上で質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（村山修一君） これで、一般質問を終わります。

-
- ◎日程第 6 認定第 1 号 平成 2 7 年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第 7 認定第 2 号 平成 2 7 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第 8 認定第 3 号 平成 2 7 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第 9 認定第 4 号 平成 2 7 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第 1 0 認定第 5 号 平成 2 7 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第 1 1 認定第 6 号 平成 2 7 年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
-

○議長（村山修一君） 日程第 6 認定第 1 号平成 2 7 年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 1 1 認定第 6 号平成 2 7 年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの 6 件を一括議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長田中良君。

○各会計決算特別委員会委員長（田中 良君） 羅臼町各会計決算特別委員会審査報告書。

平成 2 8 年 9 月 9 日に開会された第 3 回定例会において、本特別委員会に付託されました平成 2 7 年度目梨郡羅臼町各会計決算認定 6 件について審査を実施したので、次のとおり結果を御報告いたします。

付託事件。

認定第 1 号平成 2 7 年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算 1 件。認定第 2 号から認定

第5号平成27年度目梨郡羅臼町特別会計歳入歳出決算4件。認定第6号平成27年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算1件。

審査の経過。

本特別委員会は、さきの9月定例会で設置され、同時に付託された決算認定6議案について、閉会中の10月6日及び10月13日、18日、24日、11月8日の5日間におたり、慎重なる審査を行ってまいりました。

本議案の審査に当たりましては、予算の執行がその目的に沿い、また、関係法令の規定に準拠し、適正かつ効率的に行われたかどうかを念頭に置きながら、行政職員の説明を求め、慎重に審査を進めたところであります。本委員会は、各会計別に、平成27年度予算の主要な施策がいかに関現されたか、それが住民のためになっていたのかを重視しました。

そして、この総括を新年度予算に生かしていくことが重要と考え、本委員会は審査の過程の中で論議のありました下記事項4点を、総括質疑において町長の考えを聞き、最終意見を取りまとめ、審査を終了いたしました。

記。

総括質疑事項。

- (1) 庁舎や教育施設などの光熱水費について。
- (2) 一般会計歳入における使用料の未収金対策について。
- (3) 合併処理浄化槽の普及について。
- (4) 医療費削減に向けた今後の取り組みについて。

各会計審査結果。

認定第1号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

現下の厳しい財政状況にあつて、財政の健全化を図るべく、経費の削減等により、財政調整基金、公共施設整備基金、文教施設整備基金等に積み立てができたことは、毎年積極的に行政改革を行ってきた成果であり、今後も計画的な財政運営に努められ、経営健全化に期待するところであります。

また、町税の収納率及び収入額は、対前年度比減となっておりますが、現年度分の収納率は伸びていることから、滞納繰越分の減が要因となっております。

財源を交付税に依存せざるを得ない当町にとって、歳入確保は大変重要な課題であり、少子高齢化の進行、町民ニーズの多様化など、自主財源の確保を積極的に考えなければ、今後の財政運営は極めて厳しい状況が続くと思われます。

そのようなことから、町税や公共料金等の主要財源の収納に対しては、町民の納付意識の高揚を図りながら、公平、公明、公正の観点を持ち、羅臼町債権管理条例のもと、さらなる徴収率向上へより一層の努力を求めるとともに、不良債権の適切な処理を望むものであります。

認定第2号平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

本年度の国保税の収納率、収入額ともに前年度より減少となっておりますが、適切な不良債権の処理により、収入未済額は減少となっております。今後もより一層収納対策に万全を期し、収入額の増加、未収金の圧縮に特段の努力を払われ、安定した会計運営を望みます。

また、健康づくりや予防活動など、医療費の削減につながるよう、徹底した取り組みを求めます。

認定第3号平成27年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第4号平成27年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第5号平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第6号平成27年度目梨郡羅臼町水道事業会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めましたが、今後の水道事業を考慮したとき、多額の企業債償還金が今後も続くことと、将来の消費税増税等に対応できるよう、早期の計画策定と住民説明を求めるとともに、事業の安定に向け、資金計画、受益者の公平・公正の観点から、徴収率の向上を図り、施設設備の保全点検に十分に配慮し、安全で安定した水道事業運営が行われるよう、より一層の努力を望みます。

以上、本委員会に付託されました各会計の審査結果を申し上げましたが、当町の財政構造は地方交付税への依存度が非常に高く、厳しい状況にあることは言うまでもありません。その意味において、財政基盤が脆弱であり、町の各施策を支える財政運営は極めて厳しい中で進められています。

このような状況の中、平成27年度決算に基づく財政健全化判断比率の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率は、早期健全化基準及び財政再生基準、経営健全化基準を全てクリアできたことは、理事者、職員の努力の結果であります。

また、自主財源である町税及び使用料等については、基幹産業である漁業が不振であります。より一層の収入増を図るべく、強権力と裁量権に配慮し、引き続き滞納整理に尽力されるよう期待をしております。

今後は新たな自主財源確保に向けましても精力的に研究と施策の展開活動をしていただきたいと願います。

また、総括質疑で申し上げました4点につきましても、積極的に検討を進めていただきたいと考えます。

地方自治体を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。最小限の経費で最大の効果

が得られるよう、不断の努力を望むところであります。

最後に、理事者、職員の皆さんに対し、本決算審査の円滑な運営に御協力いただいたことにお礼を申し上げ、平成27年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算6件について、本委員会は全員一致で認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

平成28年12月14日。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長、田中良。

羅臼町議会議長、村山修一殿。

以上であります。

○議長（村山修一君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。この質疑については、会議規則等運用規定第98条により、審査の経過と結果に対する疑義といたします。

これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、認定第1号から認定第6号までの6件を一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 認定第1号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第11 認定第6号平成27年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件は、認定することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

午後 1時43分 休憩

午後 1時44分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

◎日程第12 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（村山修一君） 日程第12 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 27ページでございます。

諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

氏名につきましては、中陳美鈴氏。

住所につきましては、目梨郡羅臼町富士見町1番地の4。

生年月日、昭和37年3月8日、54歳でございます。

任期につきましては、平成29年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

中陳美鈴氏につきましては、平成23年より現在まで、人権擁護委員を2期6年務められており、引き続き推薦をするものであります。経験、識見ともに適任でありますので、議会の皆様の満堂の賛同を賜りたく、お願いを申し上げます。

○議長（村山修一君） お諮りします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第12 諮問第1号諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任として答申することに決定しました。

◎日程第13 議案第65号 羅臼町過疎地域自立促進特別事業基金条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第13 議案第65号羅臼町過疎地域自立促進特別事業基金条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 16ページをお開き願います。

議案第65号羅臼町過疎地域自立促進特別事業基金条例制定についてであります。

また、この後予定されております議案第60号から議案第64号、さらに、議案第66号から議案第68号につきましては、副町長及び担当課長から内容について説明させますので、御審議、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（村山修一君） 税務財政課長。

○税務財政課長（鹿又明仁君） 議案の16ページをお願いいたします。

議案第65号羅臼町過疎地域自立促進特別事業基金条例制定について。

羅臼町過疎地域自立促進特別事業基金条例を別紙のとおり制定するものでございます。

17ページをお願いいたします。

羅臼町過疎地域自立促進特別事業基金条例。

まず初めに、本条例制定の趣旨でございますが、羅臼町過疎地域自立促進市町村計画に基づき実施いたします過疎対策事業債のソフト事業に対しまして、その地方債の財源を翌年度以降の財源確保の目的に基金へ積み立てるためには、現在設置しております基金とは区別した、当該事業の実施のために設けられました特定の基金への積み立てが条件となりますことから、新たに基金を設置するものでございます。

第1条は、基金の設置について定めております。

過疎地域として、本町の自立促進と地域活性化に資するため、過疎地域自立促進特別措置法第12条第2項の規定により実施する過疎地域自立促進特別事業の財源確保を目的に、羅臼町過疎地域自立促進特別事業基金を設置するものでございます。

第2条は、基金の積み立てを定めております。

基金として積み立てる額は、過疎地域自立促進特別措置法第6条に規定する過疎地域自立促進市町村計画に定める事業のうち、同法第12条第2項の規定による地方債の一部の額とするものでございます。

第3条は、基金の管理を定めております。

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならないとしております。

第4条は、基金の運用益金の処理について定めております。

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、その基金に繰り入れるものとしております。

第5条は、基金の処分について定めております。

基金は、第2条に掲げる過疎地域自立促進特別事業の財源に充てる場合に限り処分することができるものでございます。

第6条は、基金の委任を定めております。

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとしております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、別冊としてお手元に配付しております参考資料の12ページ、資料5、羅臼町過疎地域自立促進特別事業基金条例の概要を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第65号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第65号羅臼町過疎地域自立促進特別事業基金条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第65号羅臼町過疎地域自立促進特別事業基金条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第60号 平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第14 議案第60号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第60号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成28年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,713万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,096万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正でございます。

地方債の追加は「第2表 地方債追加」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

13款国庫支出金、199万5,000円を追加し、2億4,473万9,000円。

1項国庫負担金、158万9,000円を追加し、1億5,812万8,000円。

内容につきましては、障害者自立支援医療費の国の2分の1の負担金でございます。

2項国庫補助金、40万6,000円を追加し、8,397万4,000円。

内容につきましては、社会保障・税番号制度のシステム整備に係る補助金39万9,000円と、介護サービス利用の負担軽減の補助金7,000円分でございます。

14款道支出金、2,545万円を追加し、1億5,698万円。

1項道負担金、79万4,000円を追加し、7,982万3,000円。

内容につきましては、障害者自立支援医療費負担の4分の1の道負担金でございます。

2項道補助金、2,907万7,000円を追加し、6,267万4,000円。

内容につきましては、1点目、介護、福祉、医療専門職の移住体験モニターツアー140万円、二つ目として、重度心身障害者ひとり親家庭の医療費17万4,000円、介護サービス利用者の負担軽減補助金3,000円、4点目として、養殖ホタテ漁業協業化事業補助金に2,750万円を追加するものでございます。

3項道委託金、442万1,000円を減額し、1,448万3,000円。

内容につきましては、参議院議員通常選挙、海区漁業調整委員選挙の執行が終わりました減額でございます。

16款1項寄附金、27万4,000円を追加し、2億4,919万3,000円。

これにつきましては、ウニ種苗センターの修繕に伴う漁協からの寄附金でございます。

18款1項繰越金、3,742万6,000円を追加し、5,891万2,000円。

この財源につきましては、補正財源を翌年度繰越金に求めたものでございます。

19款諸収入、228万9,000円を追加し、2,597万8,000円。

3項雑入、228万9,000円を追加し、2,557万6,000円。

これにつきましては、1点目、清掃センター、ウニ種苗センターの暴風被害による共済の負担金で、交付金でございます。2点目は、土砂災害に係る民間からの見舞金を6社2団体からいただいたもの153万2,000円でございます。

20款1項町債、2,970万円を追加し、3億6,046万9,000円。

これにつきましては、過疎対策事業債2本でございます。

歳入、9,713万4,000円を追加しまして、43億1,096万7,000円となるものでございます。

次に、歳出でございます。

2款総務費、2,126万4,000円を追加し、8億7,587万3,000円。

1項総務管理費、2,568万5,000円を追加し、8億3,607万円。

内容につきましては、それぞれ各常任委員会で説明をし、皆様に御審議をいただいてきておりますので、簡略的に説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

内容といたしましては、消防事務組合負担金で、決算見込みによる503万3,000円の減額、2点目として、過疎地域自立促進特別事業基金積立金として2,790万円の増額でございます。

4項選挙費、442万1,000円を減額し、604万7,000円。

歳入で申し上げましたとおり、参議院議員、根室海区漁業調整委員の執行経費が確定したための減額でございます。

3款民生費、798万7,000円を追加し、5億4,666万2,000円。

1項社会福祉費、625万5,000円を追加し、4億5,406万2,000円。

内容につきましては、障害者自立支援医療費扶助317万8,000円の追加でございます。また、介護保険事業特別会計繰り出しに95万2,000円の増額、後期高齢者療

養費総合給付の負担金として98万8,000円の増額でございます。

2項児童福祉費、173万2,000円を追加し、9,251万5,000円。

これにつきましては、児童手当国庫負担金交付額の精算を求められておりまして、173万2,000円を増額するものでございます。

4款衛生費、2,618万8,000円を追加し、6億9,266万3,000円。

1項保健衛生費、2,691万6,000円を追加し、2億9,757万8,000円。

内容につきましては、日本脳炎ワクチン接種の委託料として91万9,000円の追加、水道事業会計に繰出金として2,559万7,000円を追加するものでございます。

3項清掃費、72万8,000円を減額し、3億8,895万5,000円。

これにつきましては、根室北部廃棄物処理広域連合負担金169万8,000円の決算見込みによる減額でございます。2点目として、清掃センターの施設修繕として97万円の増額でございます。

次に、5款農林水産業費、4,184万7,000円を追加し、1億2,886万4,000円。

1項農業費、1,380万円を追加し、3,147万7,000円。

これにつきましては、標津農協が出資する株式会社グリーンランド標津が実施をいたしますトド山地区及び崎無異地区の哺育育成建設に係る羅臼町の支援負担金として支出をするものでございます。

3項水産業費、2,804万7,000円を追加し、7,982万3,000円。

これにつきましては、羅臼漁協が実施主体であります養殖ホタテ貝漁業協業化事業補助金として漁業協同組合に支出するものでございます。

8款教育費、15万2,000円を減額し、6億1,736万3,000円。

1項教育総務費、57万5,000円を減額し、3,933万6,000円。

内容につきましては、教育委員報酬の減額、あるいは校長・教頭住宅の設計委託費による減、英語指導助手賃金の増、合わせて57万5,000円の減額となるものでございます。

3項中学校費、30万円を追加し、3億4,540万円。

これにつきましては、春松中学校の老朽化に伴う修繕が発生しておりますので、追加するものでございます。

6項保健体育費、12万3,000円を追加し、1億2,512万9,000円。

暴風被害によりまして、ゲートボール場に設置をしておりましたプレハブが倒壊いたしましたことから、これの処理費でございます。

歳出合計、9,713万4,000円を追加しまして、43億1,096万7,000円となるものでございます。

それぞれ参考資料も添付してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

追加でございます。

1点目は、校長・教頭住宅建設事業債（過疎対策事業債）180万円の追加でございます。

次に、旧中学校解体事業費、春松中学校、羅臼中学校の解体費として、過疎対策事業債2,790万円の追加でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

7番、松原君。

○7番（松原 臣君） 支出で、いただいております別冊資料の予算資料の7ページの企画費の地域振興に要する経費について質問したいと思います。

まず、この第3子以降の出産祝い金助成金についてですけれども、まず2点、町長にお伺いしたいと思いますけれども、これは少子化対策の一環として行っているというふうにとらえているわけですが、それをお答え願いたいのと、それから、次に、2種類に助成金が、現金と、それから「らうスキップ」ということで分かれています。委員会でも説明を聞きましたけれども、私としては、一括で現金で渡したほうが、いただいた方が使い道があるのではないかなというふうな思いもありまして、そして「らうスキップ」については、非常に期限も決まっている、それから、羅臼町で使う場合、いただいた祝いを、そのニーズに羅臼町で応えられるのかどうかという、ちょっと疑問がございまして、例えば子どもが、合わせれば10万円になるわけですが、将来のために、小学校に入るときに使いたいとか、出産後にいろいろお金がかかるので使いたいとかいう部分で、そういう人も多いのではないかなというふうに考えるのです。そこら辺、まず二つ、町長はどういうふうに考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

これを2種類に分けているというのは、当然、この祝い金につきましては、第3子が生まれたことによるお祝い金でありますけれども、羅臼町に3人もの子どもを授かっていただいたということに対する助成金であります。

その中で、この助成金についても、羅臼町の予算の中から、当然、羅臼町民の税金の中から負担をさせていただいているということでありますから、この中の一部、半分ですね。半分会をぜひ地域の振興につなげていきたいという思いから、このような、半分、「らうスキップ」にしたということであります。

先ほど松原議員がおっしゃいました、現金であれば使い道もふえるのではないかと、例えば貯蓄に回せるのではないかとのお考えもあろうかと思っておりますけれども、私の考えで言

いますと、全てを「らうスキップ」にしてもいいのではないかというぐらいの気持ちであります。ですから、この部分についてはしっかり、町の税金を使わせていただいてやっている以上、例えば子どもの紙おむつにかわったり、それから、子どものそういったものいろいろなかかる部分については、ぜひ町内で消費をしていただきたいと。最近はそのような紙おむつを大量に扱っているお店も羅臼のほうに出店をされているということもありますし、ぜひ羅臼で消費していただきたいという思いのもとでやっております。ですから、できれば貯蓄に回す分は、この「らうスキップ」でもらった分をぜひほかのところで相殺して貯蓄に回していただければなという思いもあります。ですから、「らうスキップ」を使わせていただいているということで御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 松原君。

○7番（松原 臣君） 「らうスキップ」については、全然理解できないということで質問しているわけではないのですけれども、もらった当事者のことを考えますと、やはりいろいろな、せっかく町から税金でいただいたお金なので、有効に使っていただきたいということであれば、やはりもらった方のニーズに応えるような方法が私はいいいのではないかなというふうな思いもございまして、今回質問させていただいたわけです。

それと、もう一つ、消費者対策といえば、これも一環だということなのですが、当町は、一般質問でいろいろな議員から保育園、幼稚園の無料化だとか、それから交通費の無料化だとか、それから医療費の無料化、例えば幼稚園まで無料にしてとか、小学校はできないとか、いろいろ質問があって、なかなか現状ではできない、財政の関係でできないというお答えはもらっているのですけれども、ただ、こういうふうに少子化がどんどんどんどん進んでいくと、まちは将来、やはり人口が黙っていても減ることになりますので、やはり町として独自の、お金のかかることもありますし、ソフト面でもできることはあると思うのですよね。それで、町長が立ち上げたKプロジェクトですか、そういうところでも住民の声を聞いて、何か優先順位を、これを上げて、施策の中にぜひ取り込んでいただきたいなというふうなことで、これに関して今回質問させていただいたわけです。やはり産み育てる環境を行政がきちんと整えてあげるのが、私は行政の仕事でないかなと。財政も絡むこともありますので、一遍にこれもあれもやれということはなかなかできないでしょうけれども、羅臼独自で、羅臼ならではの部分で、やはりせっかく町長の言ったプロジェクトもあるわけですから、いろいろな意見をいただいて、いろいろなアイデアをいただいて、少しでもこういう少子化に対する対策をぜひお願いしたいなと。その点、いかがですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 確かにおっしゃるとおりだというふうに思っております。決して少子化に対しての対策ですとか、いろいろなことをしないということではなくて、いろいろ検討もさせていただいております。当然、Kプロジェクトであったり、アンダー60であったり、そういった中で皆さんの御意見をちょうだいするということは今後も進めてい

きたいというふうに考えておりますけれども、優先順位で申しますと、確かにそういった助成であったり取り組みであったり、例えばもっと子育て環境を整えたりということは当然やっていかなければいけませんけれども、一番大事なのは、先ほども一般質問の中ですとか、いろいろなところでお話しさせていただきました。個々の一人一人の生活が安定していくこと、しっかりこのまちで雇用が生まれていくこと、それによって計画的にしっかり子育てをしていける環境をつくるというのが、やはり一番大事なことなのかなというふうに思っております。仕事もないのに子どもは産めないよ、収入が安定していないのになかなか何人も子どもを産めないんだよ、仕事がないからどうしても出ていってしまう。やはりそのところは根本のところこのまちはあるのだということを実感しながら、そういった取り組みも含めて、当然、子育て環境というのは大事だと思っておりますから、そちらのほうも考えながら、両輪で進めていかなければいけないものだというふうに考えております。

○議長（村山修一君） 松原君。

○7番（松原 臣君） 町長の言うことはわからないわけではないのです。それはもちろん一般質問の答弁を聞いていますから、全然やっていないとか、私、否定しているわけではなくて、このままでいいのかなというのがどうも見えてこないものですから、ぜひそういう産み育てる環境づくりを、やはり今言った産業も含めてですけれども、成功例もあるわけですから、市町村で。そういう例もやはり参考にしながら、我がまちに合ったものをやはり積極的に進めなければ、なかなか前に進まないし、皆さんが理解されないのかなというふうに思っています。これが充実することによって、第3子が生まれた出資金、お祝い金なんか要らなくなるような、やはりぜひ環境づくりをしていただきたいなということをお申し合わせまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第60号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第60号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第60号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

ここで、2時25分まで休憩します。2時25分、再開します。

午後 2時14分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（村山修一君） 再開をいたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第15 議案第61号 平成28年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別
会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第15 議案第61号平成28年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（斉藤健治君） 議案の5ページをお願いいたします。

議案第61号平成28年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

平成28年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ481万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,710万6,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款1項介護保険料、104万6,000円を追加し、7,615万4,000円。

3款国庫支出金、187万7,000円を追加し、1億148万8,000円。

2項国庫補助金、187万7,000円を追加し、2,388万4,000円。

5款道支出金、93万8,000円を追加し、5,482万2,000円。

2項道補助金、93万8,000円を追加し、247万6,000円。

7款繰入金、95万2,000円を追加し、8,580万4,000円。

1項他会計繰入金、95万2,000円を追加し、7,255万6,000円。

今回の補正につきましては、今後ますます高齢者の支援やサービス提供の増加が見込まれることや、より専門的で質の高い機能と安定性を図るためには、医療との連携は大変重要なポジションであり、言うまでもなく必要不可欠であると考えております。

また、当町においては、専門職の採用も非常に困難な状況並びに人件費等の削減もかんがみ、地域包括支援センターの民間委託の検討に入りまして、このたび、平成29年4月から、地域包括支援センター業務委託の受託の了承をいただいた社会医療法人孝仁会にお

いて、4月から業務委託がスムーズに移行するため、来年1月から3月末までのおおむね3カ月間、開設準備期間と予定し、開設準備のために必要となる経費でございます。

歳入合計481万3,000円を追加し、4億4,710万6,000円。

続きまして、歳出です。

3款地域支援事業費、481万3,000円を追加し、1,171万4,000円。

2項包括的支援事業、任意事業費、481万3,000円を追加し、745万8,000円。

内容につきましては、歳入で御説明いたしました開設準備金でございます。

歳出合計481万3,000円を追加、4億4,710万6,000円。

なお、事項別明細書につきましては、別冊資料に掲載しておりますので、後ほどお目通しを願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第61号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第61号平成28年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第61号平成28年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第62号 平成28年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業
特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第15 議案第62号平成28年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の8ページをお願いいたします。

議案第62号平成28年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算であります。

平成28年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,810万2,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

9ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款1項後期高齢者医療保険料に400万円を追加し、4,714万9,000円。

歳入合計は、400万円を追加して、6,810万2,000円です。

増額の理由であります。後期高齢者医療制度におきましては、保険者であります北海道後期高齢者広域連合から加入者に賦課される保険料は、加入者がお住まいの各市町村が徴収して、保険料を徴収した市町村は同額を保険料負担金として広域連合に支払うことになっております。

例年実績などをもとに、町内の加入者に係る保険料を予測いたしまして、予算を見ておりますが、本年度は特に加入者の所得が増額により、保険料が高額になっておりまして、予算不足が見込まれますので、400万円の増額をお願いするものであります。

次に、10ページで、歳出です。

1款1項後期高齢者医療広域連合納付金に400万円を追加して、6,632万1,000円。

歳出合計は、400万円を追加して、6,810万2,000円です。

歳入で御説明したとおり、保険料と同額を保険料負担金として広域連合に納めるため、400万円を追加するものであります。

なお、事項別明細書につきましては、別冊資料の29ページから34ページに記載のとおりでありますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第62号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第62号平成28年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第62号平成28年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業

特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 63 号 平成 28 年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第 17 議案第 63 号平成 28 年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 議案の 11 ページをお願いいたします。

議案第 63 号平成 28 年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算です。

今回の補正につきましては、3 点ございます。

1 点目は、8 月 30 日に発生した、松法町、国道 335 号線歩道崩落による水道の配水管破損の本復旧に伴う経費として、工事費及びその工事の設計委託費と、国の補助を受けるための災害査定用の旅費の補正でございまして、設計委託費 343 万 5,000 円、工事費 2,700 万円、補助申請に係る旅費で 12 万 3,000 円の計 3,055 万 8,000 円であります。

2 点目は、配水給水費の修繕費に不足を生じるための補正であります。配水管修繕費が、同仮復旧工事や通常修繕が多くなったことにより、今後の修繕費に不足を生じることとなりますので、前年度実績分で算出しました 250 万円の補正をお願いするものです。

3 点目は、消費税の補正でございます。消費税につきましては、平成 28 年度、消費税確定申告に伴い、平成 28 年度中間申告額が決定し、支払いに不足を生じるため、43 万 9,000 円の補正となっております。

収入につきましては、一般会計からの繰り入れで 2,559 万 7,000 円、国からの災害補助金で 790 万円を見ております。

以上、合計しまして、収入及び支出において 3,349 万 7,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

第 1 条は、総則です。

平成 28 年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条は、収益的収入及び支出の補正です。

平成 28 年度水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第 1 款水道事業収益、3,349 万 7,000 円を補正し、3 億 99 万円。

第 2 項営業外収益、293 万 9,000 円を補正し、9,300 万円。

第3項特別利益、3,055万8,000円を補正し、3,055万8,000円。
支出です。

第1款水道事業費用、3,349万7,000円を補正し、2億4,219万1,000円。

第1項営業費用、250万円を補正し、1億6,830万1,000円。

第2項営業外費用、43万9,000円を補正し、4,323万2,000円。

第3項特別損失、3,055万8,000円を補正し、3,055万8,000円。

第3項特別損失につきましては新設しまして、以下、順次繰り下げさせていただきます。

なお、別冊資料の35ページに、当補正の資料としまして、平成28年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算実施計画を載せてございますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第63号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第63号平成28年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第17 議案第63号平成28年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第64号 羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第18 議案第64号羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） 議案の12ページをお願いいたします。

議案第64号羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

13ページをお願いします。

羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

改正理由につきましては、人事院勧告に伴うものでございますが、勤務時間、育児休業条例関係といたしまして、介護休暇の分割、介護時間の新設、育児休業等に係る子の範囲の拡大の3点で、去る8月8日に人事院より勧告されたものにつきまして、所要の改正を行うものでございます。

なお、平成28年の人事院勧告の詳細につきましては、参考資料の資料3に記載してあるとおりでございます。各常任委員会で詳しく説明をさせていただいたところでございます。

第1条、羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条の3、14ページの第7条の4の改正につきましては、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務に関して、育児休業等に係る子の範囲の拡大に伴うものでございます。

第10条の改正につきましては、休暇の種類に関して、勤務時間の新設に伴うものでございます。

第15条の改正、第15条の2の追加につきましては、介護保険の分割、介護時間の新設に伴うものでございます。

15ページをお願いいたします。

第2条、羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条の3の改正につきましては、育児休業等に係る子の範囲の拡大に伴う、養子縁組を前提とした里親、いわゆる養子縁組里親を追加するものでございます。

附則として、第1項は施行期日です。この条例は、平成29年1月1日から施行する。

ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

第2項は経過措置です。経過措置として、改正の日に、介護休暇の初日から起算して6月を経過していないものについても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるように措置するものでございます。

なお、参考資料の7ページに、資料4で改正条例の新旧対照表を添付いたしましたので、後ほどお目通し願います。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第64号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第64号羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第18 議案第64号羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第66号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第19 議案第66号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（鹿又明仁君） 議案の18ページをお願いいたします。

議案第66号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町税条例（昭和33年条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

19ページをお願いいたします。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例。

平成28年度の地方税制改正につきましては、近年の経済情勢を踏まえ、経済の好循環を確かなものとする観点から、所要の措置が講じられたところでございます。

今回の改正につきましては、国際的な投資、経済交流の推進に資するための国際ルールの措置といたしまして、所得税法等の一部改正により、日本と台湾の二重課税を解消し、投資交流を促進するためのものでございます。

平成27年に締結しました日台民間租税取り決めの内容につきまして、日本国内におきましても法的効果を適用するため、国内法の整備が行われ、本年5月25日付で、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の大幅な拡充となる一部改正が施行されたことから、町税条例に関する項目につきまして、条項の追加及び条文の整理を行うものでございます。

改正条例につきましては、19ページから22ページに掲載しておりますが、改正の内容につきましては、別冊としてお手元に配付しております参考資料の13ページ、資料6の羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定説明資料により、主な改正内容と適用関係につきまして御説明させていただきますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

今回の条例改正は2点でございます。

1点目は、新たに附則第20条の2としまして、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に基づき、日本国内の居住者が台湾所在の組織を通じまして支払いを受けます利子及び配当等に対する特例といたしまして、第1項から第

2項は、当該法令に基づきます特定対象事業所得のうち、地方税法の適用外となります。利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の合計金額に対する課税を分離課税とする特例を定めるものでございます。

また、第3項から第5項は、特定対象事業所得のうち、地方税法の適用外となります。利子所得の金額、配当所得の金額及び雑所得の合計金額に対する課税を総合課税または分離課税の選択制とする特例を定めるものでございます。

なお、いずれの分離課税につきましても100分の3の税率を適用するものでございます。

2番目は、前段のとおり、新たに附則として第20条の2を加えたことにより、改正前の附則第20条の2を附則第20条の3に改めるとともに、引用します条項等の条文整理を行うものでございます。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例は、平成29年1月1日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第2項は経過措置で、この条例による改正後の羅臼町町税条例附則第20条の2の規定は、この条例の施行の日以後に支払いを受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等、もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等または同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等、もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用配当等にかかわる個人の町民税について適用するものでございます。

続きまして、次の14ページから20ページまでの資料7、羅臼町町税条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第66号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第66号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第19 議案第66号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 0 議案第 6 7 号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第 2 0 議案第 6 7 号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の 2 3 ページをお願いいたします。

議案第 6 7 号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（昭和 3 8 年条例第 7 号）を別紙のとおり制定する。

2 4 ページをお願いいたします。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

改正理由であります。平成 2 8 年度税制改正において、所得税法等の一部を改正する法律及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行例等の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、関係する条項について改正するものであります。

本文に記載のとおり、附則の第 1 1 項を第 1 3 項に、第 1 0 項を第 1 2 項として、附則第 9 項の次に、下記記載の第 1 0 項と第 1 1 項の 2 項を追加するものであります。

条例改正の内容であります。

先ほどの町税条例の一部改正のとおり、外国との相互主義に基づきまして、一部外国との二重課税を排除するために、所得税法や地方税法で改正が行われ、一部の所得を分離課税し、総所得金額に含まないようにいたしました。これを国民健康保険税の所得割や軽減判定の際に適用すると、所得が低く算定されて、他の被保険者、ほかの加入者との間に不公平が生じることとなりますので、分離課税された所得も総所得金額に含めるという規定を創設するものです。

また、この法律が適用されない日本人や適用外外国人には、特例適用利子等または特例適用配当等という定義は存在いたしませんので、本文にこの文言を入れる改正ではなくて、附則による本文の読みかえ規定として取り扱うものです。

追加されました附則第 1 0 項は、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例でありまして、分離課税される特例適用利子等の額を保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるとした規定であります。

附則第 1 1 項は、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例でありまして、特例適用利子と同様の規定を設けたものであります。

附則といたしまして、第1項で施行期日を平成29年1月1日として、第2項は適用区分を定めており、この条例の施行の日以後に支払いを受ける特例適用利子及び配当について適用するとしたものであります。

なお、参考資料といたしまして、資料8、羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定説明資料と、資料9で条例の新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第67号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第67号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第20 議案第67号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第68号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長（村山修一君） 日程第21 議案第68号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長（川端達也君） 議案26ページをお願いいたします。

議案第68号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございます。

羅臼町過疎地域自立促進市町村計画を、別紙羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更のとおり変更するため、過疎地域自立促進特別推進法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更につきましては、今後、活用を予定しております事業の追加でございます。

詳細につきましては、別紙の羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更で御説明申し上げますので、別紙の1ページをお願いいたします。

変更内容は、過疎地域自立促進特別事業を追加するものでございます。

表右側の変更後の網かけの箇所が追加する事業でありまして、事業名の(3)の次に(4)過疎地域自立促進特別事業、事業内容は過疎地域自立促進基金積み立て、旧中学校舎の解体

工事に要する経費の財源として、基金は過疎計画期間中、必要に応じて処分し、事業に充てることとする。事業主体に町をそれぞれ追加するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第68号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第68号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第21 議案第68号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発議第6号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第22 発議第6号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小野哲也君。

○5番（小野哲也君） 発議第6号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成28年12月14日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員小野哲也。

賛成者、羅臼町議会議員高島譲二、同、松原臣、同、宮腰實。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年12月14日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、発議第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第22 発議第6号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第23 発議第7号 大雨災害に関する意見書

○議長（村山修一君） 日程第23 発議第7号大雨災害に関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 発議第7号大雨災害に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成28年12月14日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員坂本志郎。

賛成者、羅臼町議会議員田中良、同、鹿又政義、同、加藤勉。

大雨災害に関する意見書。

北海道では、本年8月、台風7号、11号、9号が相次いで上陸し、さらに台風10号の影響による集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより、住宅や農地への浸水被害及び道路・鉄道の決壊や土砂災害が発生したところである。また、定置網・養殖施設被害など水産被害も大きなものがある。

このように、全道各地で甚大な被害が発生し、住民のくらしや経済活動に多大な影響が生じている。

こうしたことから、住民が一日も早く、安心してもとの生活を取り戻すことができるよう早急な災害対策と今後の防災対策が必要とされている。

ついては、この度の災害からの迅速な復旧と今後の防災対策に向け、下記の事項について特段の配慮を強く要望する。

記。

1、自治体の応急対応や復旧復興に要する経費について特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など十分な地方財政措置を講ずること。

2、被災した道路・河川・鉄道等の公共土木施設、水道施設、農地・治山・林道・漁港等の農林水産業施設、社会福祉施設、医療機関、学校等文教施設及び文化財等の災害復旧に対して支援を行うこと。

3、復旧だけではない水害に強い河川の改修への財政措置を講ずること。

一級河川のみならず、北海道管理河川においても浸水被害解消のため、抜本的な河川改修が可能となるよう特段の財政措置を講ずること。

4、住宅被害を受けた被災者が、もとの生活を取り戻すための各種支援制度について、十分な財政措置を講ずるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。

5、農林水産業への被害について、農林漁家の経営意欲を後退させないよう災害に強い農山漁村づくりへの措置を講ずること。

6、大量の流木等が農地の復旧や漁業の操業等の支障とならないよう流木等の災害廃棄物の迅速な回収や処理に必要な経費に対し、特段の財政措置を講ずること。

7、被災中小企業に対し資金繰り支援を行うこと。

8、異常気象等を起因とする災害発生状況を踏まえ、より強靱な道路・河川を初めとする公共施設の整備を推進するため、老朽化施設の補修・更新や施設の日ごろの維持管理に対して特段の財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年12月14日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、発議第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第23 発議第7号大雨災害に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第24 発議第8号 JR北海道への経営支援を求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第24 発議第8号JR北海道への経営支援を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 発議第8号JR北海道への経営支援を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成28年12月14日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員坂本志郎。

賛成者、羅臼町議会議員田中良、同、鹿又政義、同、加藤勉。

JR北海道への経営支援を求める意見書。

11月18日、JR北海道は、現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を単独で維持が困難であると発表した。

この路線のいずれかが廃止となれば、その地域の過疎化が促進され、地域の経済や住民のくらしを破壊することになる。公共交通機関としての役割を放棄するものであるといわざるをえない。

JR北海道は発足当初から、国の経営安定化基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件も重なり、設備の維持管理には多額の費用が必要である。

よって、国においては、地域住民の日常生活に重要な移動手段である鉄道を北海道において公共交通機関としての役割を發揮できるように、JR北海道の経営が自立できるよう財政支援等を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年12月14日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第24 発議第8号JR北海道への経営支援を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第25 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（村山修一君） 日程第25 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

◎町長挨拶

○議長（村山修一君） ここで、町長より年末の御挨拶がございます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 平成28年最後の定例会ということもあり、年末の挨拶をさせていただきます。

まずは、ことし8月15日からの大雨による大規模土砂災害に際しましては、町民の皆様には大変な御心配と不安をおかけしたことと思います。

24日に起きた海岸町の大規模な土砂崩れによって寸断された飛仁帯以北の皆様には大変な思いをされました。

9月9日の礼文町ソスケ地区の土砂崩れにより犠牲となられてしまった増川氏には、改めて心からの御冥福を、また、御家族皆様にはお悔やみを申し上げます。

これまでの間、お力添えをいただいた企業の皆様や、お心をお寄せいただいた全国の皆様、また、何よりあの厳しい状況の中、冷静に行動いただき、御理解、御協力をいただきました町民の皆様に、心よりお礼を申し上げます。

まだまだ完全復旧には至っておりませんが、釧路開発建設部、根室振興局、釧路建設管

理部などの行政機関や、羅臼漁業協同組合との連携を密にしながら、一日も早い復旧に努力をしております。

夏の観光シーズンに災害が起こったことで、ホテルなどにもキャンセルも発生し、体験観光や観光船などに大きな痛手となってしまいました。また、おみやげ店や飲食店にも影響があったと伺っております。

8月の大雨土砂災害は、羅臼町に大きな傷跡を残し、漁業にも影響を及ぼすものとなってしまいました。

来たる2017年は、このような災害が起こらないことを願うばかりであります。

行政報告でも言いましたが、基幹産業である漁業についても、漁獲量の減少や資源の枯渇が見られるなど、将来に不安を残す結果となってしまいました。

来年は、将来に向け、持続可能な漁業が続けられるように、漁協や水産関係者と一体となった取り組みを行っていきたいと思っております。

ことしは知床未来中学校の建設も始まり、基礎工事まで行う予定であります。平成30年4月からの校舎落成を目標に、来年からも予定どおり確実に工事が進むようにしております。

羅臼町の医療が崩壊の危機になったときに、診療所の運営をお引き受けいただいた社会医療法人孝仁会との契約の5年間の期間が来年3月末までとなりますが、引き続きお引き受けいただくことになりました。大変ありがたく思っております。今後も孝仁会とともに、さらに充実した医療の提供を目指してまいります。

ことしから新設したまちづくり課を中心に行ってきたさまざまな取り組みの一つでありますふるさと納税につきましても、御報告をしましており、順調に推移しておりますことから、これからも地域の振興、発展のため、取り組んでまいります。

ことし3月の第1回定例議会から、本日、第4回の定例議会までの中で、延べ人数12名により、26件の一般質問をちょうだいし、答弁をさせていただきました。

私自身、気づかなかったことなどもありましたし、なるほどと思うことも多々ございました。私どもの答弁で、至らない点もあったかと思いますが、議員の皆様の温かい対応でお許しいただいたこともあったのかもしれない。

いずれにいたしましても、議員皆様の御協力により、こうして年末、新年を迎えることができそうですので、ことしも町政運営に格別なる御理解をいただきましたことに感謝いたしまして、来たる新しい年も、より一層の御指導を賜りますよう、よろしく願いいたします。

年末を迎え、心より願うことは、来年は雪が少なく、吹雪かず、災害に見舞われることのない年でありますように、また、大漁で活気のある浜であることを心から願っております。

平成29年が羅臼町民一人一人に幸せを運び、町政のさらなる発展をもたらす年になりますことを祈念して、年末の挨拶とさせていただきます。

議員の皆様、そして町民の皆様、ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） 以上をもちまして、会議を閉じます。

平成28年第4回羅臼町議会定例会を閉会します。

御苦勞さまでした。

午後 3時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員